

シンポジウム あなたは、人を死刑にできますか？

・・・今の裁判手続で大丈夫かな・・・

## 日置事件の報告

宮崎県弁護士会 前田 裕 司

### 第1 日置事件の内容

#### 1 一審死刑判決事件

2019年3月～4月、鹿児島県日置市で起きた父、祖母等5名殺害の事件

→ 別紙関係図参照

→ 主たる争点は、被告人の責任能力

#### 2 判決概要

(裁判所の認定した罪となるべき事実)

(1) 2019年3月31日から翌4月1日までの間に、祖母方において、父(当時68歳) に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け頸部圧迫による窒息により殺害した

(2) 前記日時場所において、祖母(当時89歳) に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け、頸部圧迫による窒息により殺害した

(3) 前記日時頃、祖母方から、父及び祖母の死体を運び出して自動車に積み込み、筆界未定地まで運搬した上、同所において、自らスコップを用いて掘っておいた穴に前記両死体を入れ、これに上から土や枯れ草を被せるなどして死体を埋め死体を遺棄した

(4) 4月6日午後1時30分頃から午後3時9分頃までの間に、祖母方においてMの妻の姉(当時72歳) に対し殺意をもってその頸部を右手で掴んで絞め付けるなどして頸部圧迫による窒息により殺害した

(5) 前記第4記載の日時場所において、伯父(父の兄)であるMの妻(当時69歳) に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け頸部圧迫による窒息により殺害した

(6) 同日午後3時9分頃から午後3時27分頃までの間に、祖母方において、Mの知人G(当時47歳) に対し殺意をもってその頸部を両手で絞め付けるなどして頸部圧迫による窒息により殺害した

(争点及びこれに対する判断)

裁判所は完全責任能力があるとの50条鑑定（赤崎鑑定）の意見を採用し、限定責任能力と判断した起訴前鑑定（山畑鑑定）の意見を排斥した。

#### (1) 赤崎鑑定の概要

被告人は、妄想性障害に罹患し、その影響により、父以外の被害者らがMの仲間であるとの妄想様の観念（訂正不能な妄想にまでは至らないもの）を抱いていた。しかし、被告人は、妄想上の嫌がらせを阻止するための阻止行動（Mに対する抗議等）に出でおらず、妄想性障害の程度は軽微であり、祖母を対象とする妄想もなかったといえる。被告人が、妄想性障害や妄想様の観念の影響を受けて判示第2及び第4ないし第6の各犯行に及んだことは否定できないが、そもそも被告人は、衝動的、攻撃的、自己本位的かつ他罰的な性格を有しており、このような性格が大きく影響して上記各犯行に及んだものである。また、判示第3の犯行に妄想性障害の影響は全くなく、判示第1の犯行時は興奮状態にあっただけであり、ごく自然な心理状態であった。

#### (2) 山畑鑑定の概要

被告人は、Mと祖母が被告人を迫害し、抹殺、毒殺しようとしているという妄想を内容とする妄想性障害に罹患しており、この妄想の著しい影響によって、判示第2ないし第6の各犯行に及んだ。また、被告人は、判示第1の犯行を行っている最中に、自閉スペクトラム症特性を基盤とした軽度の解離反応状態に陥ってしまい、自身の行為を認識することができなかった。

#### (3) 裁判所が赤崎鑑定を採用した理由

赤崎鑑定は、本件各犯行時の被告人の思考や行動につき、司法精神医学の専門家としての十分な知識、経験を踏まえつつ、客観的事実関係に即して合理的に説明している。とりわけ、被告人がMに対する阻止行動等に出でいない点などから、妄想性障害の程度が軽微としている点は説得的である。赤崎鑑定は基本的に信用できる。

他方、山畑鑑定が述べるような内容の妄想があったとすれば、被告人がMに対する行動等をとっておらず、仮に父親の存在が阻止行動への歯止めになっていたとしても、祖母が所有する岩倉アパートから積極的に転居しようとしていないことなどを合理的に説明できない。加えて、山畑医師は、鑑定期間中、被告人の主治医も担当した上、途中から被告人を他の患者も入院している一般病床に入院させた上で面接を行うなど、被告人にストレスのかかる環境下で鑑定を行っていた。実際、被告人は、一般病床に移ってから、抹殺される旨の妄想を述べ、他の入院患者への首絞め行為に及ぶなどしている。山畑鑑定時において、被告人の妄想性障害が本件各犯行時よりも増悪していた

可能性は否定できない。 山畑鑑定は、具体的事実関係と障害の関連を合理的に説明できているとは言えず、中立性や鑑定手法にも疑問がある。また、判示第1の犯行時に解離状態にあったという点は、単なる興奮状態として説明できる。山畑鑑定は、本件各犯行時の被告人の精神状態を正しく評価しているとは言えない。

(4) 原判決に対する弁護人の疑問

- ア 直接の阻止行動に出ないことによって妄想性障害の程度が軽微だとする点
  - イ 各行為を分断し健常者の視点から説明できるかという手法ではないか？
  - ウ 最初の殺人後5日間も殺害現場に居続けて、5日後、来訪者を次々に殺害していることの障害の影響が評価がなされていないのではないか？
  - エ わざわざ、遠くへ行って死体を埋めた行為は、通常の証拠隠滅行為で説明し得るか？
  - オ 山畑鑑定的手法への批判は正当か？ 入院させたことにより被告人の障害がより解明されたのではないか？
- いずれにしても、改めて、専門家による再鑑定が必要ではないか？

第2 原判決から控訴審の弁護人の活動状況

- 2020年12月11日 鹿児島地裁一審判決 →控訴申立て福岡高裁宮崎支部係属
- 2021年2月 宮崎県弁護士会の2名の国選弁護人選任（原審は3名）  
バックアップ弁護団編成（宮崎県弁護士会メンバー6名程度）  
日弁連死刑弁護PTへの協力要請（会議へのzoom参加）
- 2021年2月 弁護人2名によるもう1名の弁護人追加選任の申出
- 2021年3月 宮崎県弁護士会長名による国選弁護人追加選任の申入れ
- 2021年3月 裁判所が追加選任しないと説明
- 2021年3月31日 弁護人と原審起訴前鑑定人との面談、意見書要請
- 2021年4月7日 刑事弁護センター委員へのカンパ要請
- 2021年4月12日 控訴趣意書差出最終日延長申請 →同年9月13日に決定  
弁護人追加選任の再度の申入れ →裁判所拒絶  
国選弁護人とバックアップ弁護団による控訴趣意書作成準備  
控訴審で再鑑定をさせることを目標に設定  
(淡路島での5人殺害事件で一審死刑判決が控訴審による鑑定で無期懲役となった例がある)

- ①原審での起訴前鑑定人の意見書
- ②原審弁護人が聴取した精神科医の意見書
- ③新たな精神科医の被告人との面談の上での意見書（日弁連死刑  
弁護PTによる協力）

2021年9月13日 控訴趣意書提出  
事実取調べ請求として、上記3本の意見書、原審における二つの鑑定書、上記③の証人請求、被告人の母と妹の陳述書2通鑑定請求（弁護人の推薦する鑑定人田口寿子医師）

2021年12月23日 検察官答弁書提出

2022年2月13日 控訴趣意書補充書提出（検察官答弁書に反論）  
2度にわたる裁判所での進行協議  
裁判所による鑑定の採用 →安藤久美子医師

2023年7月31日 鑑定書提出予定 → 2023年8月31日まで延期

以上

## 日置事件の時系列表

平成30年4月7日 第1事件（同じアパートの知人男性殺人）で逮捕

4月9日 第1事件で勾留（弁護人選任を拒否）

同日 A弁護士当番出動

4月11日 B弁護士当番出動

4月13日 D弁護士当番出動

同日 裁判所へ職権選任の申し入れ

C弁護士、A弁護士・職権により選任

4月28日 第1事件処分保留釈放と同時に第2事件（父と祖母の殺人）で再逮捕

同日から5月1日（勾留質問）まで、国選弁護人が付かない状態となるため当番出動の上申

5月1日 第2事件で勾留（弁護人は選任）

5月19日 第2事件処分保留釈放と同時に第3事件（親族の女性二人の殺人）で再々逮捕

同日～5月21日（勾留質問）まで 国選弁護人が付かない状態となるため、当番出動の上申

5月21日 第3事件で勾留（弁護人は選任）

5月31日 鑑定留置の決定

6月1日から8月31日午後2時まで 始良病院に鑑定入院とする鑑定留置

8月28日 鑑定留置期間の延長決定

11月30日午後2時 鑑定留置期間の延長満了日

11月27日 鑑定留置期間の再延長決定

平成31年1月16日 鑑定留置延長満了日

同日 山畑鑑定書提出

1月18日 検察官による再々鑑定留置の延長請求却下決定に対する準抗  
告・却下決定

1月23日 起訴状 5名に対する殺人、2名に対する死体遺棄で起訴

1月24日 公判前整理手続に付する旨の決定

令和元年7月31日 公判前整理手続

検察官による裁判員の参加する刑事裁判に関する法律50条  
の規定による鑑定請求

10月10日 50条精神鑑定の決定

鑑定期間10月24日から令和2年3月31日まで。

10月24日午後4時30分 赤崎鑑定人の鑑定人尋問

11月8日～令和2年3月10日 赤崎鑑定人による被告人面接 計10回

令和2年4月13日 赤崎鑑定書提出

令和2年11月18日から11月27日まで公判審理

(このうち、2名の鑑定人の証人尋問は、11月26日から 11  
月27日午前11時まで)

12月1日 論告・弁論

12月1日から12月8日まで 評議

12月11日 判決宣告

即日、弁護人の控訴提起

2023年8月26日

シンポジウム あなたは、人を死刑にできますか？  
鹿児島県弁護士会

## 死刑事件に関する手続保障の重要性

---

笹倉香奈 Kana Sasakura, Ph.D

### 自己紹介

甲南大学法学部教授（刑事訴訟法）

研究テーマ：冤罪、科学的証拠、死刑制度、刑事訴訟資料の利用など

一般財団法人イノセンス・プロジェクト・ジャパン事務局長

SBS検証プロジェクト共同代表



## 講演の内容

1. 死刑と誤判・冤罪
2. 日本の状況
3. アメリカにおける状況
4. おわりに

# 01

## 死刑と誤判・冤罪

## 死刑と誤判・冤罪

「私はよほど以前から死刑廃止論に傾きながらも、なお長いこと慎重にかまえていたのですが、最後に断然廃止論に踏み切ることになったきっかけは、最高裁判所にいたときにみずから痛切に体験した誤判の心配の問題だったのです。……誤判の問題は死刑廃止論にとってもっとも決定的な論点だとおもうのです。……死刑はすべての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのですから、同じ取り返しが見つからないと言っても、本質的にまったく違うのであります。その区別がわからない人は、主体的な人間としてのセンスを持ち合わせない人だというほかありません。……死刑事件における誤判の問題は、決して単なる理屈の議論ではないのであります。」

「イギリスには、「一人の無実の者が処罰されるよりは十人の真犯人が免れる方がよい」(ブラックストーン)という法格言があります。……死刑事件については、たとえ「百人」「千人」に一人であろうとも、いやしくも無実の者の処刑が許されてはならないのではないのでしょうか。と言うことは、取りも直さず、死刑を廃止する以外にないということだと思ふのです。」

団藤重光『死刑廃止論(第6版)』有斐閣、2000年 第II部第2章

## 死刑と誤判・冤罪

「死刑廃止論の一つの重要な論拠は、誤判が生じたときに取り返しが見つからないということである。これはかなり決定的な批判的論拠であるといえよう。とりわけ、ここにいう「誤判」のなかには、被告人が真犯人かどうかという(犯人性に関する)判断ばかりでなく、責任能力等の判断の場面における誤判や、犯行全体における被告人の役割の大きさの評価の誤りとか、被告人に有利な量刑事情の見落としとかに起因する誤った死刑の言渡し、さらには被告人の生育環境の劣悪さが十分に評価されなかったり、脳の疾患等の生物学的負因が見落とされたりすることも考えられるからであり、それらすべてを考慮に入れるならば、誤った死刑判決は決して稀有な例外とばかりは言い切れないからである」

井田良「死刑制度の存廃をめぐって:議論の質を高めるために」

『死刑制度論のいま』(判例時報社、2022年)25頁

## 死刑と誤判・冤罪

無実の者に死刑を言い渡すという **冤罪** の問題

死刑がふさわしくない事件に死刑を言い渡すという **量刑誤判** の問題

# 02

日本の現状

# 日本の現状

## 1980年代の4つの死刑冤罪事件

- 免田事件
- 松山事件
- 島田事件
- 財田川事件

その他、飯塚事件、名張毒ぶどう酒事件など  
いまだ再審請求を続けている多くの死刑事件あり

飯塚事件はすでに執行が行われた後  
名張毒ぶどう酒事件は、再審請求中にご本人が逝去

そして、袴田事件

## 死刑囚が再審で無罪となった主な事件

<b>免田事件</b>	1948年に熊本県人吉市で一家4人が殺傷された。免田栄さんが83年に死刑囚として初めて再審無罪となった
<b>財田川事件</b>	50年に香川県で闇米のブローカーが殺害された。谷口繁義さんが無罪を主張し、84年に再審で無罪
<b>松山事件</b>	55年に宮城県で一家4人が殺害された。斎藤幸夫さんは否認し、84年に再審で無罪
<b>島田事件</b>	54年に静岡県で6歳の女兒が殺害された。赤堀政夫さんは否認し、89年に再審で無罪

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ067063160W0A201CZC1000/>

# 日本の現状

2023年3月14日朝日新聞紙面



袴田が運転する車の中で撮影された袴田さん（13日、佐賀市佐賀区、朝日撮影）

# 袴田さん 再審決定

## 捜査側が捏造可能性「極めて高い」

### 確定なら無罪公算大

東京高裁

【東京】袴田さんに対する死刑判決を覆す再審判決が確定すれば、袴田さんは無罪となる。東京高等法院は4日、袴田さんの再審請求を認めた。捜査側が捏造の可能性を「極めて高い」と指摘した。袴田さんは、1983年に佐賀県で一家4人が殺害された事件で、83年に死刑判決を受けた。袴田さんは、判決後、無罪を主張し、再審請求を続けてきた。再審請求は、2019年に最高裁で認められた。再審判決は、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。袴田さんは、判決後、無罪を主張し、再審請求を続けてきた。再審請求は、2019年に最高裁で認められた。再審判決は、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。

## 「厳に真の自由を」90歳迎え

袴田さんは、判決後、無罪を主張し、再審請求を続けてきた。再審請求は、2019年に最高裁で認められた。再審判決は、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。袴田さんは、判決後、無罪を主張し、再審請求を続けてきた。再審請求は、2019年に最高裁で認められた。再審判決は、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。

# 姉は信じ続けた



小沢一郎氏に無罪判決も  
東京高裁 大谷文男裁判長

## 「報われてうれしい」支援者の声

### 検察側捏造ありえない

袴田さんの再審判決は、多くの支援者にとって大きな励みとなった。支援者たちは、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。袴田さんは、判決後、無罪を主張し、再審請求を続けてきた。再審請求は、2019年に最高裁で認められた。再審判決は、袴田さんが、事件当時、佐賀県に不在だったことが明らかになったこと、捜査側が、袴田さんの供述を捏造した可能性を「極めて高い」と指摘したことが理由。

## 日本の現状

### ■死刑冤罪の存在

死刑事件以外にも、多くの冤罪事件が  
しかし、日本では、これらの事件の冤罪原因を分析し検証して、それを刑事司法制度の改革につなげるという動きが非常に希薄

⇒ 日本の司法における「否定の文化」

### ■量刑誤判がこれまでにあったか否かについては、検証されてもいない

→ 最大決昭和25年4月21日・刑集4巻4号666頁

刑訴法435条6号の「軽い罪」とは「確定判決が認めた犯罪よりもその法定刑が軽い罪」をいい、「量刑に異動をきたすがごとき犯罪の情状を標準とすべきものではない」

＝ 情状事実の評価の誤りを理由とする量刑不当の主張は、再審理由にあたらぬ

# 03

## アメリカの状況

# 03-01

なぜ「アメリカ」をみるのか？

## 国際的に見た死刑廃止国の数

1947年の段階で全面的な死刑廃止国は8カ国

1977年 16カ国

1988年 35カ国

2001年 76カ国

2011年 96カ国

2022年 112カ国

(事実上の廃止国等を含めると144カ国)

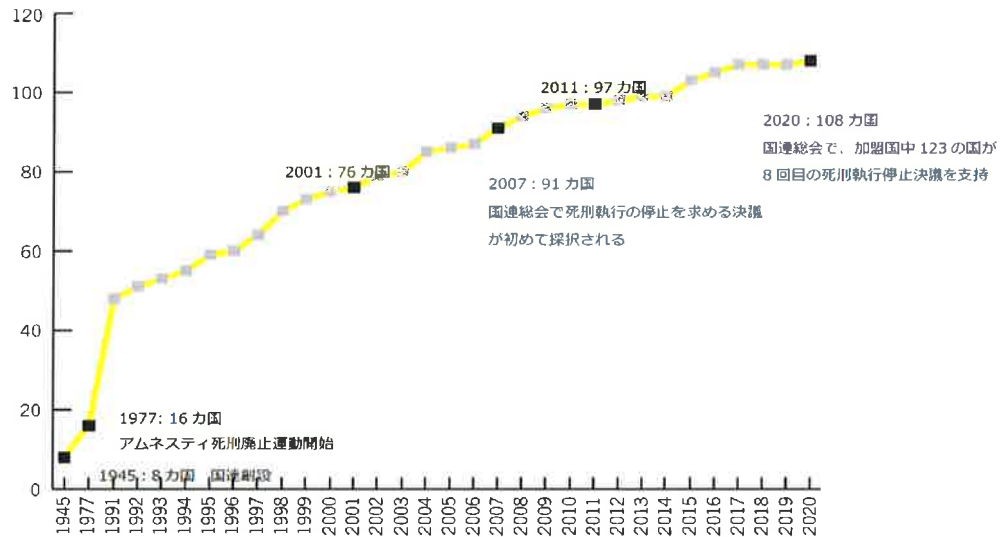


## アムネスティ・インターナショナル 報告書

「2020年の死刑判決と死刑執行」(2021年4月公表)より

\* 2022年以降の報告書にグラフがないため、過年度のものを使っています

### 死刑廃止国の推移



## アムネスティ・インターナショナル 報告書2022 「2022年の死刑判決と死刑執行」(2023年5月公表)より

### 数字で見る死刑の潮流 2022

**法律上・事実上の廃止国数: 144 (2021年 144)**

すべての犯罪に対して廃止: 112 (108)

通常犯罪のみ廃止<sup>1</sup>: 9 (8)

事実上の廃止<sup>2</sup>: 23 (28)

1 通常犯罪のみ廃止: 軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定

2 死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなく、死刑執行をしない政策・確立した慣例を持っていると思われる国

**存置国数: 55 (55)**

● 死刑執行件数: 883件以上 (2021年: 579件以上) 53%増加  
※数千件と言われる中国を含め、十分な情報を得ていない国に関しては2件とカウント

● 死刑を執行した国の数: 20カ国 (2021年: 18カ国)  
上位5カ国: 中国、イラン、サウジアラビア、エジプト、米国

● 死刑判決件数: 2,016件以上 (2021年: 2,052人以上)

● 死刑囚の人数: 28,282人以上 (2021年: 28,670人以上)

## 2022年の執行国（アムネスティ報告書2022）

### 2022年に死刑を執行した国と件数



アフガニスタン〔+〕、バングラデシュ〔4〕、ベラルーシ〔1〕、中国〔+〕、エジプト〔24〕、イラン〔576+〕、イラク〔11+〕、日本〔1〕、クウェート〔7〕、ミャンマー〔4〕、北朝鮮〔+〕、パレスチナ国〔5〕、サウジアラビア〔196〕、シンガポール〔11〕、ソマリア〔6+〕、南スーダン〔5+〕、シリア〔+〕、米国〔18〕、ベトナム〔+〕、イエメン〔4+〕

アメリカと日本はいずれも「先進」・民主国でありながら、数少ない執行国に含まれる

### 執行方法

斬首：サウジアラビア

絞首：バングラデシュ、エジプト、イラン、イラク、日本、ミャンマー、シンガポール、南スーダン、シリア

致死薬注射：中国、米国、ベトナム

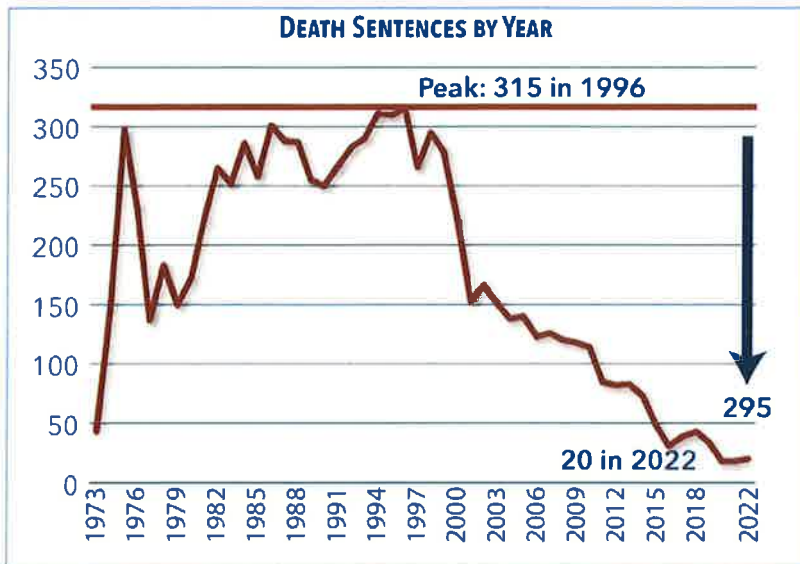
銃殺：アフガニスタン、ベラルーシ、中国、クウェート、北朝鮮、パレスチナ国、ソマリア、イエメン

# 03-02

## アメリカにおける死刑制度の衰退



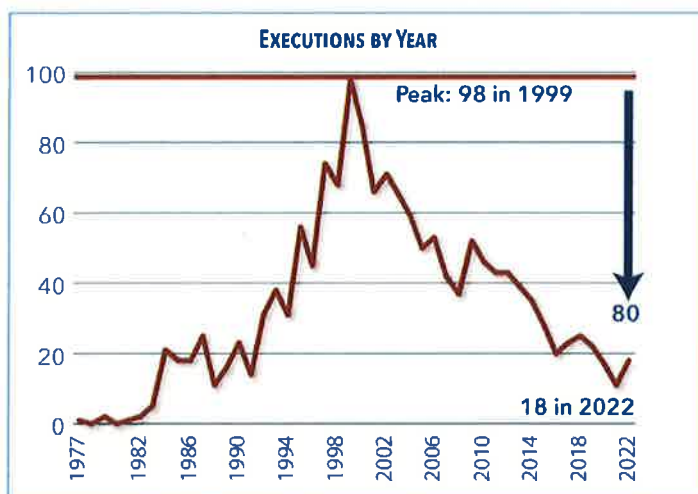
## 死刑判決を言い渡された人の数



1996年	315人
2010年	114人
2015年	49人
2020年	18人
2022年	20人

<https://deathpenaltyinfo.org/facts-and-research/dpic-reports/dpic-year-end-reports/the-death-penalty-in-2022-year-end-report>

## 死刑執行数



1999年	98人
2010年	46人
2015年	28人
2020年	17人
2022年	18人

<https://deathpenaltyinfo.org/facts-and-research/dpic-reports/dpic-year-end-reports/the-death-penalty-in-2022-year-end-report>

## 死刑廃止州、執行停止州の増加

廃止州の増加 ～ 50州中23州(+DC)

州知事によるモラトリアム(死刑執行停止)宣言

= 2011年以降 7州

オレゴン、コロラド、ワシントン、ペンシルバニア、カリフォルニア、アリゾナ、オハイオ

- \* うちワシントン州は2018年に最高裁が違憲判決(2023年に法律上も廃止)  
コロラド州は2019年死刑制度を廃止
- \* さらに、連邦政府も2021年に執行停止宣言
- \* オレゴン州は17名の死刑確定者全員を終身刑に減刑(2022年12月)
- \* アリゾナ州は2023年3月に知事が死刑をしないと宣言
- \* オハイオ州では死刑制度の全面的見直し(2020年以降)

死刑の法律上の廃止州 + 執行停止州

= 50州のうち28州(半数以上)

## 死刑執行州はごく一部

そもそも存置州であっても、実際に執行している州は少ない

アメリカ50州のうち、

過去10年間死刑執行のない州〔廃止州含む〕 37州

過去5年間死刑執行のない州〔廃止州含む〕 39州

2022年に死刑を執行した州 6州のみ

(テキサス、オクラホマ、ミズーリ、アラバマ、ミシシッピ、アリゾナ)

# 世論の支持低下

Are you in favor of the death penalty for a person convicted of murder?

— % Favor — % Opposed

殺人罪で有罪判決を言い渡された人に対して、死刑を言い渡すべきだと思いますか。



<https://news.gallup.com/poll/404975/steady-americans-support-death-penalty-murderers.aspx>

# 03-03

## 冤罪と死刑

## アメリカにおける冤罪の「発見」がもたらしたもの

[アメリカの特色]

- ・ 30年ほど前までは、アメリカの刑事司法には「冤罪はない」と信じられていた
- ・ アメリカのここ30年の歩み = イノセンス(無実)・パラダイムへの転換  
冤罪を認め、過ちを正すという司法文化の出現  
冤罪救済—原因究明—冤罪防止のサイクル  
検察庁の中にも冤罪事件を調査する部門の登場  
検察官が徹底的に抗告で「再審妨害」するような日本の検察官のあり方との違い
- ・ 多層的な取り組みの発展  
冤罪救済団体と検察官の協働など。お互いに協働・連携するような取り組みの出現
- ・ 「三位一体」の改革  
冤罪救済＋冤罪救済をしやすくするための制度・運用の改革＋冤罪防止のための制度改革

## アメリカにおける冤罪の「発見」がもたらしたもの

1990年代から全米に広がった「イノセンス運動」

イノセンス団体の活動 → イノセンス運動 → イノセンス革命

1989年以降、膨大な数の冤罪事件の「発見」

DNA 鑑定による雪冤事件の数 576 (うち死刑事件は35)

すべての雪冤事件の数 3315 以上

\* 全米雪冤者データベースより

<https://www.law.umich.edu/special/exoneration/Pages/about.aspx>

雪冤事件の分析 → 冤罪原因の発見 → 冤罪原因の発見に即した制度改革

- ・ 「イノセンス」というパラダイムからの刑事司法の改革  
目撃者の識別手続、法科学の各分野、取調べ改革、  
雪冤後の刑事補償制度、DNA鑑定を求める権利  
死刑制度の衰退

## イリノイ州の死刑廃止と冤罪

えん罪の問題が死刑廃止に向けての大きなきっかけとなったのがイリノイ州

- ・ 1980年代終わりから1990年代中ごろにかけて、9名の死刑確定者が雪冤
- ・ これを受けて、ノースウェスタン大学の冤罪研究センターが、1998年11月に「冤罪と死刑に関する全米会議」を主催
- ・ 会議には全米から600人以上が参加。その中には、31名の雪冤された元死刑確定者も。彼らが次々に登壇して実体験を語った。
- ・ それまで道義的な議論に終始していた死刑問題が、初めて生身の人間の問題として認識され、死刑と冤罪の問題が大きく報道
- ・ 2か月後、シカゴ・トリビューン紙がイリノイ州の300件の死刑事件における検察官の非違行為について連載を開始。その後も2000年にかけて死刑事件が次々に雪冤された

## イリノイ州の死刑廃止と冤罪

- ・ この状況を見たイリノイ州のライアン州知事は、2000年1月31日、全米で初めてのモラトリアム宣言をし、死刑制度を検証するための委員会の創設を発表
- ・ ライアン知事自身はもともと死刑存置論者であり、1999年には死刑執行を許可したこともあったが、その後の報道などに触れて、悩むようになる
- ・ ライアンは任期終了直前の2003年1月10日に4名の死刑確定者に恩赦を言い渡し、翌日にはイリノイ州の残りの死刑確定者167名全員の減刑恩赦を宣言
- ・ イリノイ州が最終的に死刑を廃止したのは2011年。ただし、イリノイ州の動きは他州に伝わり、ニューヨーク州やニュージャージー州、ニューメキシコ州などが2000年代に次々に死刑を廃止

## 死刑冤罪の発生率

2000年 リーブマンらの研究

1973年から1995年までの死刑判決を分析し、「誤判率」を計算

- ・ 総合的な誤判率は68%
- ・ 1審で死刑判決を言い渡された事件の2/3が上訴審やその後の手続きで「重大な瑕疵あり」として破棄

2007年 ライジンガーの研究 上訴審で瑕疵が修正されなかった死刑事件の誤判率は3.3~5%

2014年 グロスの研究 死刑事件の誤判率4.1%

# 03-04

量刑誤判と死刑  
スーパー・デュー・プロセス

## 死刑は特別な刑罰

死刑は特別である (death is different)

→ だから、死刑事件については、特別な手続が保障されなければならない

1970年代以降のアメリカの連邦最高裁判所の判例において一貫して判断され  
各州においては、死刑事件に特別な手続が整備

「超適正手続」 = スーパー・デュー・プロセス の保障

\* 死刑事件について他の事件と区別して扱わない日本との大きな違い  
とりわけ、量刑(とくに死刑を減軽する事情)の審理が異なる

## 日本では ...

日本では、行為者の特性に関する広範な証拠調べをしない

- ・ 「量刑誤判」を避けるために、本当に死刑に処してよいのか否かを慎重に判断しなければならない → 本来は、広範な行為者の特性に関する証拠調べが必要なはず
- ・ 被告人の疾患、これまでの生活史、家庭環境、生活状況など
- ・ 「行為責任主義」あるいは「犯情主義」により、一般情状は重視されない(犯罪事実とこれに密接に関連する事項が重視され、成育歴等その他の被告人の事情は重視されない)

→ このような死刑事件における量刑判断では、量刑誤判があるのは当然では...

cf 「①犯罪事実(犯情それ自体に関わる事実)により量刑の大枠を決定し、②その大枠の中で一般情状事実を、刑を(微)調整させる要素として、...最終的な量刑を決定する」(司法研究『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(2012年))

しかし、量刑誤判は再審事由として認められていない

## 対して、アメリカでは ...

1976年 ウッドソン判決 Woodson v. North Carolina  
ロバーツ判決 Roberts v. Louisiana  
\* 義務的死刑制度は違憲であると宣言

・被告人に死刑の適用が問題になるときは、第8修正の基礎にある人間性への敬意からすると.....個々の犯罪者の性格や経歴と、当該犯罪の事情が考慮されることが、死刑を科す過程においては憲法上不可欠のものである」

→死刑量刑は個別化されるべきだし、  
被告人各々の個人的事情の考慮が許されなければならない

## 対して、アメリカでは ...

死刑判決を言い渡す際の恣意性を排除するとともに、量刑にあたって個々の被告人への注目がなされなければならない

← 犯罪だけではなく、被告人個人にも注目しなければならない  
← 被告人個人のことを理解するために、死刑事件の量刑においては加重事由だけではなく、死刑を回避する方向に働く事由(減軽事由)が重要

ロケット判決(Lockett v. Ohio, 1980)

陪審が考慮に入れることができる減軽事由を限定していたオハイオ州の立法は違憲

←死刑よりも軽い量刑をもたらす可能性のある、すべての減軽事由を無制限に考慮することを認めなければならないという法理が確立してゆく



## 対して、アメリカでは ...

連邦最高裁は1970年代以降、どのような制度や手続であれば憲法適合的かを個別事件で明らかにしてきた

- 1) 死刑の適用を狭く: 加重事由のある謀殺でなければ、死刑を言い渡すことはできない
- 2) 均衡: 死刑を言い渡しうる犯罪・犯罪者を厳格に  
ex. 少年、知的障がい者には死刑を言い渡すことができない
- 3) 死刑量刑の個別化: 減軽事由の存在によって、死刑を回避できる
- 4) 手続の信頼性の向上: 死刑事件においてはより高度な手続保障が必要

Steiker & Steiker, *Courting Death* (2016) at 158

## 対して、アメリカでは ...

連邦最高裁の判断内容を前提に、  
各州は死刑事件の手続を立法・運用で「適正化」

死刑相当犯罪・それ以外の犯罪は、**検察官による起訴判断の段階で区別**  
検察官が死刑を追求する事件は「死刑事件」として扱われ、死刑事件に詳しい弁護人が付される

事実認定審理と量刑審理は二分、いずれにも陪審員が関与  
**評決は全員一致制**

減軽証拠の提出は被告人の権利

死刑弁護はチーム制(弁護人2名以上+調査員+減軽専門家)で行う

## 対して、アメリカでは ...

アメリカでは、死刑事件の弁護について、チーム制を採用  
2人以上の死刑事件を扱う資格のある弁護士、調査員、減軽証拠の専門家  
2003年ABA「死刑事件弁護人の選任と任務のためのガイドライン」

特に量刑に関する徹底的な調査が行われる必要があるため、死刑事件の被告人に対しては他の事件に比して手厚い資金補助

死刑事件については、大多数の州で人身保護手続段階においても公的弁護制度が存在  
→ コスト:カリフォルニア州では、一件あたり100万ドルといわれる  
\* 他州でも同様の金額: 郡によっては死刑事件の費用を支払えない

## 対して、アメリカでは ...

### 減軽事情の調査 (MITIGATION)

弁護人の「義務」、被告人の「権利」として認められている

#### ・ 効果的な弁護を受ける権利(合衆国第6修正)の内容

2000年 ウィリアムズ判決(Williams v. Taylor) 弁護人が減軽事情についての広範な調査を行わない場合には、Strickland基準(効果的な弁護を受ける権利)違反

2003年 ウィギンズ判決(Wiggins v. Smith) 被告人の社会史について十分な調査を行わなかった弁護人の弁護は「効果的ではなかった」

2005年 ロンピヤ判決(Rompilla v. Beard) 弁護人は量刑手続で検察官が使うことになっていた前科記録等を入手し、その内容を精査すべきであった

#### ・ 減軽事情の調査は、専門家でないとすることができない

→ 減軽専門家による調査

# 05

## おわりに

少なくとも、日本でも...

- ・ えん罪事件から学び
- ・ えん罪のみならず量刑誤判を避けるために

現状の死刑事件の手続の適正化を進める必要がある

## 日本の死刑事件の手続は適正か？

無謬性神話？  
現場射殺の話を持ち出すの  
は筋違いでは？

椎橋隆幸「死刑の認定・量刑に必要な適正手続とは何か」  
『死刑制度論のいま』(判例時報社、2022年)

「わが国の刑事司法では、死刑は特別と考えられていないため、死刑の事実認定・量刑が非死刑事件と同じに取り扱われ、より慎重に、あるいは、より厚い手続保障がなされていないという批判が的を射ているかは疑問である。...わが国は、死刑事件について、様々な段階・場面においていかに慎重でかつ公平な態度で臨んでいるかを示したい」

「米国の死刑制度の運用に学ぶべきことは依然として多いが、私見によれば、全体としてみれば、わが国の死刑制度の運用の方が事実認定、量刑両面においてより慎重であると評価してよいと思われる」

「最後に、警察官の過剰な実力行使により被疑者を死亡させる問題について述べたい。...現場射殺は、事実認定、量刑、上訴というフル・スケールの裁判を受ける権利の保障を受けるどころか刑事手続きの最初の段階である捜査において被疑者の生命が奪われてしまうのである。死刑の認定が慎重な今日においては、死刑に値しない可能性が高い被疑者の生命を裁判を受ける前に奪ってしまう現場射殺の問題を議論の対象にしないことには大きな疑問を感じざるを得ない。現場射殺が多数発生する国の刑事法の運用は誇れるものではない。」

---

手続保障を尽くし、全ての事件において完璧に事実認定・量刑を行い、「死刑が本当にふさわしい事件」にのみ死刑を言い渡す努力

死刑判決の言渡し後も、何重にも渡り、執行までの間にチェックを行っていく必要性  
誤りが発見された場合には、それをしっかりと検証し、同じ誤りを繰り返さないようにする努力

それが日本において可能でないのであれば(私見は、そのようなチェックは不可能と考える)、  
死刑という刑罰は手続法の観点からも受け入れられない

ご清聴ありがとうございました

# 最近の再審判断に変化はあるのか

袴田事件 静岡地決平26・3・27

## 証拠のねつ造可能性を認めたら画期的判断

小川秀世 弁護士

### 事件の概要

1 袴田事件は、1966(昭和41)年6月30日深夜、旧清水市(現在の静岡市清水区)で発生した、強盗殺人・放火事件である。被害者は、味噌製造会社の専務一家4人。致命傷となる傷はほとんどなかったが、被害者は合計40数カ所を刃物で刺され、ガソリン臭のする油をかけられて放火された。

袴田さんは、当時、現場とは東海道線を挟んだ位置にあった味噌会社の工場で働き、その2階の寮に住んでいた。袴田さんは、事件直後、指などに怪我をしていたこと、アリバイがなかったこと、元プロボクサーであったことなどから疑われたといわれている。

7月4日、警察は、工場とその2階の従業員寮を被疑者不詳の合状により捜索し、肉眼で見える血など付着していたにもかかわらず、袴田さんのパジャマだけを任意提出させて押取したうえ、袴田さんに任意出頭を求め、深夜まで取り調べた。その日、警察は、報道機関にパジャマに血が付いていたという虚偽の事実をリークし、「血染めのシャツ発見」「任意出頭を求めろ」などという報道がなされた(福地明人「袴田事件はどのように報道されたか——犯罪報道と冤罪」本誌17号(1999年)1119頁)。警察は、すでに、根拠もなく袴田さんだけに狙いを付けていたことは明らかだった。

2 8月18日、パジャマにごく微量のA、AB型の血痕(袴田さんはB型)が付着していたとする鑑定などを根拠として、強盗殺人放火の被疑事実で袴田さんが逮捕された。その後、1日平均約12時間、最長16時間20分、取調室に便器を持ち込むというような取調べがなされた結果、9月6日自由に至り、同日、強盗殺人放火事件で起訴された。

ただし、取調べはその後も1カ月以上継続され、合計60通もの自由調書が作成され、そのうち45通が公判に提出された。

3 事件から1年2カ月が経過した1967(昭和42)年8月31日、味噌工場内の味噌製造用タンク内から、多量の血痕が付着していた5点の衣類が麻袋に入つて発見された。さらに、同年9月12日、袴田さんの実家からズボンボンの生地と切断面が一致するとされた端布が、警察官によって押収された。その結果、検察官は、冒頭陳述を変更し、犯行着衣はパジャマではなく発見された5点の衣類であると主張した。

1968(昭和43)年9月11日、静岡地裁は、45通の自由調書のうち、任意性がない、あるいは起訴後の取調べは違法との理由で44通を証拠排除したが、9月9日の検面調書のみ証拠能力を認めよううえで、袴田さんが5点の衣類を着用して被害者4人をくり小刀で刺切剣を負わせた後、パジャマに着替えて放

火したと認定して死刑判決を言い渡した。

1976(昭和51)年5月18日控訴が棄却され、1980(昭和55)年11月19日上告が棄却され、死刑判決が確定した。

4 1981(昭和56)年、袴田さんは、静岡地裁に再審請求を申し立てたが、1994(平成6)年8月9日棄却され、2004(平成16)年8月26日、東京高裁で即時抗告が棄却、2008(平成20年)3月25日には特別抗告が棄却されて第1次再審は終了した。

2008年4月25日、袴田さんは物療症で心神喪失であるとして、姉の秀子さんが請求人となって第2次再審請求を申し立てた。その後、秀子さんが保佐人に選任されたことで、保佐人による再審請求とされた。この申立てに対する決定が、今回の静岡地裁の再審開始決定である。

5 静岡地裁での審理で、特筆すべきことは、証拠開示であろう(小川秀世「袴田事件——再審請求事件における証拠開示」本誌74号(2013年)196頁)。

第1次再審ではまったく応じなかった検察が、弁護団の要請に応じて任意に開示し、さらに裁判所も2回の勧告をした結果、開示された証拠は合計約600点にも及んだ。それによって、ズボンのサイズの記号とされた寸法札のBが、実は色の記号であり、捜査機関はそのことを最初から知っていたが隠していたことが判明した。また、弁護団が存在すら知らなかった5点の衣類の発見直後に撮影したと思われるカラー写真も含まれていた。これらは、今回の決定の中でも引用されており、きわめて重要な新証拠となった。

6 最も深刻に争われたのは、DNA鑑定であった。第1次再審では鑑定不能で終わっていたが、今回は、弁護団佐藤の本田克也教授からも、検察側の山田良広教授からも、DNAを提出したとする鑑定結果が提出された。しかし、検察官は、本田教授の血液由来のDNA鑑定を提出する手法やチャートの読み方などを批判し、山田教授は、自らの鑑定は血痕ではなく汚染物質のDNAを提出したのだから意味はなく、本田鑑定も同じであるなど主張したのである。

### 特別企画 最近の再審判断に変化はあるのか

#### 決定の内容

1 2014(平成26)年3月27日、静岡地裁は、再審開始を決定し、あわせて死刑の執行の停止ならびに拘留の執行も停止した。とくに拘留の執行の停止は、これまでの再審開始決定ではなかったことであり、画期的なものであった。

決定の具体的内容は、以下のとおりである。

2 今回の決定では、まず、DNA鑑定についての判断から始められている。そして、STR型のDNAについては、本田教授の鑑定を一定の限度で信頼できるものとし、山田鑑定は汚染等の理由で排斥したものの、白半袖シャツのミトコンドリアDNAについては、一定程度の信用性を認めた。その結果「袴田の血痕とされた白半袖シャツ右肩試料(B型付着部)から抽出されたDNAは、袴田に由来するものではない蓋然性が高く、5点の衣類全体を見ても、各試料上の血痕が被害者及び袴田以外のものである可能性が相当程度ある」としたのである。

また、味噌漬けの生地や血痕の色に関する味噌漬け実験については、「5点の衣類の色は、長期間味噌の中に入れておかれたことをうかがわせるものではなく、むしろ、赤味噌として製造されていた味噌の色を反映していない可能性が高いうえ、血痕の赤みも強すぎ、血液が付着した後1年以上の間、1号タンクの中に隠匿されていたに於いては、不自然」とした。

こうして、5点の衣類等のDNA鑑定関係の証拠および5点の衣類の色に関する証拠すなわち弁護団らが実施した3回の味噌漬け実験報告書等を、新規明白な証拠であるとし、これらの証拠により、5点の衣類が犯行着衣でもなく、袴田のものでもなく、後日ねつ造されたものであったとの疑いを生じさせるものとしたのである。

3 さらに5点の衣類に関して新旧証拠の総合評価をし、その後5点の衣類以外の新旧証拠の総合評価に進んでいる。

そして、5点の衣類に関する新旧証拠を総合評価しても、5点の衣類がねつ造されたものであるとの疑いは私域できないとし、さらに、自由調書やパジャ



骨太の論理と言っただけ。また、事実や証拠をさまざまな角度から検討し、その証明力の限界もふまえて、一定の判断を与えている。その意味では、非常に厳密な事実認定といえる。

(2) DNA鑑定については、嫌し科学論争が飛び交い、さまざまな論点で交錯していたが、本決定は、これを非常に簡潔にわかりやすく整理し、適切に評価した。

裁判所は、血痕が付着していたかという点からは、まったくDNAが抽出されていないという本決定の結果を重視するなどとして、汚染のDNAの可能性は低いとし、それでも争いのある結果は捨象し、残った結果によって判断するなどの工夫によって、本決定の有効性を説明した。そのため、新しい専門的な知論がなくとも、DNA鑑定についての決定の内容は、よく理解することができるのである。

(3) 味噌漬け実験についての評価も、予想以上であった。

そもそも、これまで裁判所は、味噌漬けになった衣類や血液が、どのような変化をするのかなどわかるはずがないのに、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであった」として、直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない(2008年3月25日特別抗告棄却決定6頁)などと判断してきた。

味噌漬け実験は、このような思い込みを打ち破るためのものであった。ただし、3回の実験のうち2つは、1年2カ月赤味噌に漬かっていると、生地や血痕が、5点の衣類と同じような色合いになるのかを確かめた。いわば再現実験であった。

再現実験の場合、裁判所は、再現が正確であるとか、誤差があるからという理由で、実験自体の価値をまったく否定してしまうことが、常であった。実験、第1次再審での裏木戸に関する実験などは、このような方法で排斥されていた。

しかし、本決定は、5点の衣類の生地や血痕の色が、実験の結果と異なっていることを指摘したうえで、こうした比較は、「厳密に数量化できるようなものではないが、大まかな傾向を把握するには十分で、」捜査方法が主として肉眼によるとはいえ、証明力

が必ずしも小さいということにはならない、肉眼で見えて明らかでないが、誰が見てもそのような判断になるのである。観察者によって結論が異なることもない(48、49頁)として、実験の限界を踏まえながら、なお、その意義を十分に評価したのである。

2 すべての事実・証拠を合理的に説明できるか  
刑事事件の事実認定においては、とすれば、1つの事実を認定した後、それを絶対視して、そこから論理を展開して有罪を認定し、その認定と矛盾する事実は、可能性論で切り捨てていくという手法がとられてきた。

たとえば、第1次再審の即時抗告審は、弁護団の主張を、単なる抽象的な仮説ないし臆測の域を出ないなどと決めつけたうえ、それと矛盾する事実、たとえばスチレンコにズボンよりも多量かつ鮮明な血痕が付着していた事実は、「犯行途中でズボンを脱いだ可能性がある」などという可能性論で切り捨てていた。

しかし、本決定では、常に、すべての事実や証拠を矛盾なく合理的に説明できるかを検討しながら論理を展開している。しかも、先に認定した事実を絶対的なものとするのではなく、強弱はあるにしても、あくまで可能性であることを意識して検討している。すなわち、本決定は、DNA鑑定によって、「5点の衣類が犯行着衣であり、袴田が着用していたものである」という確定判決の認定に相当程度疑いを生じさせるものであり、特に袴田の犯人性については、大きな疑問を抱かせるものである(決定書41、42頁)とした。

このように、科学的な鑑定ではあるが、資料が古く保管状態も悪かったこともあって、限度を踏まえた結論を導いていることが表現からもよくわかる。しかし、この結論は、「もはや可能性としては否定できないものといえる」とし、「総合判断の際にも、この可能性を考慮して検討することが求められる(50頁)として、この可能性を考慮したうえで検討がなされているのである。

3 さまざまな可能性の検討  
当然のことながら、事実や証拠を評価する際に、

さまざまな可能性を考慮することは必要である。しかし、これまで裁判所は、ともすれば、被告人に不利な方向にのみ、かつ、常識的な判断を越えた可能性論を用いてきたところがあった。

たとえば「犯罪は通常人の日常の生活行動を逸脱した行為であるから、常識的な尺度から見た場合は不自然・不合理なところもある(即時抗告決定書48頁)との考えから「犯行着衣を取りあえず味噌汁の味噌の中に隠すのが最も安全である」と考えたとして不思議でない(同50頁)などとされてきたのである。

これに対して、本決定は、従業員として働いていた者の行動としてのさまざまな可能性を検討し、タンク内に隠せば発見されず危険が低いこともよくわかっていたはずだから、燃やしてしまうほうが自然であり、捜索や仕込みの際などに発見されなかったのは、袴田さんが入れたものではないことを疑わせるとしたのである。

#### 4 調書を無条件に許容しなかつたこと

調書についての評価も、今回の決定の注目すべき点である。

第一審の熊本県元裁判官の告白によれば、当初は、45通の自白調書すべてを証拠排除する予定であったが、合議に取れ、有罪判決を書くことになったために、起訴当日の検面調書1通だけ採用することになったという。その結果、パジャマを着用していたとすする自白の内容は、犯行着衣は5点の衣類とする裁判所の認定とは矛盾することになった。

ところが、これまでの裁判所は、自白は、パジャマが犯行着衣であると誤信していた取調官に迎合したもので、それ以外の部分は信用できると判断してきた。しかし、今回の決定は、「結局は取調官の思うところに従って供述したことになるのであるから、このような重要な部分で客観的な事実との食い違いが明らかになった以上、他の部分についても、同様の危険が存在するはずである」としたのである。

また、共犯が発見された後の袴田さんの母親の、「配布(=共犯)は、麻の荷物の中にあった」との検面調書も、「警察官から配布が袴田の家にあった同居者の全ての衣類と一致しないという事実を突きつけられた結果……に過ぎない」とみとる余地がある」と

マなど、5点の衣類以外についての旧証拠は、袴田さんの犯人性を推認させる力もともと限定的なものであるから、上記新証拠は、「無罪を言い渡すべく明らかな証拠」に該当するとしていたのである。

ただし、旧証拠について、上記のとおり限定的なものとしたことから、これらに関する新証拠については触れなかった。

4 旧証拠の評価の中で特筆すべきは、これまで、袴田さんが奪った現金の一部を預けた女性が、怖くなくなったことで、自白を裏づける重要な証拠とされた清水郵便局で発見された現金入り封筒についても、18枚の紙幣の記号番号の部分だけがすべて焼かれていること、一部の紙幣に「イワオ」と書かれていたことなどから、「おつ造の疑いがある」とした点である。

5 そして、袴田さんは、「捜査機関によってねつ造された疑いのある重要な証拠によって有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきた。無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになった現在、これ以上……拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する」として、拘置の執行も停止したのである。

#### 決定の検討

今回の決定は、拘置の執行を取り消したという結論も、従来の裁判所の枠を越えたものであったが、決定の理由の論述も、これまでの裁判所の判断方法とは違っていると言っただけ。一言で言えば、「常識的でわかりやすい」論理ということである。とくに袴田事件の第1次再審における裁判所の判断と比較すると、その違いが鮮明に浮かび上がってくる。そこで、可能な限り上記の比較をしながら、今回の決定を検討することとする。

##### 1 常識的で簡明な論理

(1) 本決定は、今述べたとおり、重要な事実や証拠について、常識的で簡明な論理によって判断している。しかし、これは論理が大雑把であることを意味しない。むしろ、がっちりしておりわかりやすい、いわば

# ねつ造のハードルを越えた 袴田再審最高裁差戻し決定

小川秀世 おがわ・ひでよ 静岡県弁護士会

1952年、愛知県生まれ。1979年、静岡大学文学部卒業。司法研修所第36期修了。1984年、弁護士登録（静岡県弁護士会）。袴田事件首席弁護団事務局長。本誌掲載中に袴田事件再審弁護団「ねつ造のハードルを越えた」と題する論文（『現代人文』、2003年）がある。

1 袴田事件について、2020（令和2）年12月22日、最高裁は静岡地裁の再審開始決定を取り消した東京高裁決定を取り消し、同高裁に差し戻し決定をした。ただし、再審を開始すべきとした2名の少数意見があった。

本決定は新証拠である本田克也教授のDNA型鑑定とみそ漬け実験報告書が、刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たると否かという点のみについて判断し、前者については「微量かつ劣化した試料のDNA検査の困難性を克服しているとはいえない」、本田鑑定において検出されたアリルが血液由来のものであると確定することはできない」として、本田鑑定が上記証拠にあたることを再審開始決定の判断を覆した東京高裁決定を正当であると判断した。

これに対して、後者のみそ漬け実験報告書については「この点に関する専門的知見について審理を尽くした上で判断とはいえない」とし、「原決定を取り消さなければ著しく正義に反する」として「メイトD反応その他のみそ漬けされた（5点の衣類に付着した）血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で」、「血痕の色調が、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの事実と合理的な疑いを差し込むか否かについて

判断させるため」差し戻したものである。

2 本決定については、本誌前号に中川孝博教授の評釈が掲載されている。中川論文では、本田鑑定に関する本決定の判断について、「多数意見の説明には、科学的な裏付けがないと正当化できないものが散見される」等とした詳細な批判的分析がなされている。私も、本田鑑定の信用性を否定した本決定の判断は不当であると考えている。

ただし、差戻し審においては、当然のことではあるが、みそ漬け実験について議論が始められており、かつこの点についての本決定には、本事件の再審開始に向けてのきわめて重要な判断がなされていると考えられる。すなわち、本決定は、みそ漬け実験報告書についての判断の中で、確定判決等や原審とはもちろん、第1次再審の最高裁の判断ともまたたく異なり、ねつ造についての偏見のハードルを越え、さらには確定判決が誤判であると認識したと考えられる。それが本決定ないし再審開始の少数意見に繋がったのであろう。

そこで本稿ではこの点を中心に本決定について論ずることとする。

3 みそ漬け実験報告書について、本決定は「みそ漬けにされた血液の色に関する新証拠が、旧証拠と

ある。もちろん、裁判員裁判の導入に伴う公判前整理手続における証拠開示の制度が、本件の証拠開示に結びついていることは明らかである。考えてみれば、弁護団も、最終意見書の陳述は、パワーポイントを用いたプレゼンテーションで行った。

裁判員裁判が施行されてから5年になる。今回の決定を担当した裁判官たちも、相当数の裁判員裁判を経験し、一般の人たちと議論することによって、孤立した考え方や判断方法などが、知らず知らずのうちに修正されることになったのかも知れない。また、弁護人も、制度によって、少しは成長したと言えるのかも知れない。

裁判員裁判がよい影響を与えた結果、この画期的な再審開始決定を生み出したとすれば、すばらしいことである。

 （おがわ・ひでよ／静岡県弁護士会）

した。  
いずれも取調べの事実を踏まえて、現実的な可能性を考えようという判断と言っている。

5 警察官による証拠のねつ造の可能性  
そして、内容的にも衝撃的ともいわれているところが、5点の衣類について、警察官による証拠のねつ造の可能性を認めたことである。

これまで、無罪になった多くの事例で証拠ねつ造が疑われたことがあった。とくに、静岡県下では、幸浦、二俣、小島と最高裁で破棄された無罪が確定した3つの強盗殺人事件で、いずれも自白の強要と取調べの裏切が疑われたが、裁判所は、捜査機関に配慮してか、自白の信用性を否定しながら、任意性の否定には消極的であり、ねつ造の可能性にはまったく触れなかった。こうした裁判所の姿勢が、捜査機関の横暴を許してきたことは間違いない。

これに対して、今回の決定は、はっきりと警察官による証拠のねつ造の可能性を認めたのである。このような認定に至るのは、第1に、本件では5点の衣類が犯行着衣でなければねつ造証拠しかありえないし、それによって、はじめですべての事実や証拠を合理的に説明できるからである。

第2に、違法・不当な取調べによって作られた虚偽自白をはじめ、前述の清水郵便局で発見された疑われた紙幣、さらには決定で触れられてはいないが、上の預金がかかった状態での裏金戸の侵入、脱出の実験など、他にも警察官によるねつ造が強く疑われる証拠がいくつも存在したからである。

第3に、本件のような重大事件で、警察官が証拠をねつ造し、その結果48年間も袴田さんを拘束してきたことに、裁判官が、本心に強い憤りを覚えたであろうことであろう。その結果、「耐え難いほどの不正義」と感じて、死刑執行停止だけでなく、拘留の執行停止まで認め、袴田さんの釈放させたことになったのものである。

## 6 結語——裁判員裁判の影響か

以上のような今回の決定の事実認定の特徴を検討してみると、裁判員裁判の影響があるのではないかと考えなければならない。常識的でわかりやすい判断、調査を重視しない姿勢等は、裁判員裁判の特徴で

1 静岡地裁2014（平28）・3・27LEX/D245503209。

2 みそ漬け実験報告書は全部で3通あり、いずれも血液を付着させた衣類のみそ漬けした。①市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。②市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。③市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。④市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑤市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑥市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑦市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑧市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑨市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑩市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑪市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑫市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑬市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑭市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑮市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑯市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑰市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑱市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑲市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。⑳市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉑市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉒市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉓市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉔市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉕市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉖市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉗市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉘市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉙市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉚市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉛市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉜市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉝市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉞市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㉟市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊱市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊲市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊳市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊴市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊵市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊶市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊷市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊸市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊹市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊺市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊻市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊼市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊽市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊾市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。㊿市販のみそとみそ（みそ）の濃度差を出てくる液体）を使用し、20分おきにみそを色合いの状態が再現できることを示した。



総合して、5点の衣類が同日(筆者注:1966(昭和41)年7月20日)を越えた(筆者注:1966(昭和41)年7月20日)以前に1号タンクに入られたこと(合理的な疑いを生じさせるような証拠力を有する場合、A(筆者注:袴田氏のこと)が同日以降に5点の衣類を1号タンクに入れることはほとんど不可能である)ことから、Aの殺人性の認定にも合理的な疑いを差し挟む可能性が生じ得る」ときわめて重要な判断を示した。

上記部分では、5点の衣類が1号タンクに入れられた時期について2つの可能性があることを認めている。すなわち、1つは、1966(昭和41)年7月20日以前の可能性であり、もう1つは、それらの衣類が発見された1967(昭和42)年8月31日ないしその数日前頃(以下、「発見直前」という)に入れた可能性である。すなわち、1966(昭和41)年7月20日に1号タンクには新たなみそ材料が大量に仕込まれたが、1967(昭和42)年7月25日からはできあがったみそが出荷のために取り出されており、みそが少量になった発見直前であれば、1号タンクの底部分であっても5点の衣類を入れることは可能であったからである。そしてその場合は、衣類を入れたのは袴田氏以外ということになる。袴田氏は前年8月18日に逮捕されているからである。

4 ところが、後者の可能性、すなわち発見直前に入られた可能性は、これまでまともに検討されることがなかった。

すなわち、確定判決等では、何の根拠もなく「昭和41年7月20日に新しく味噌を仕込んだ後にはタンクの底部分にこれらの衣類を隠すことはほとんど不可能と思われる」(原形証言判決)とされただけであった。しかし、前記のとおり発見直前であれば、袴田氏以外の者が「隠すことは可能」であったことは間違いない。

また、第1次再審の最高裁決定では、裁判官は血の付いた衣類を長期間みそ漬けにした経験などあるはずがないにもかかわらず、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、

発見の直前に向タンク内に入れられたものとは考えられない」と簡単に認定されていた。前掲2の①のみそ漬け実験報告書によれば、みそとまたまをいうことで、20分くらいで「発見時の状態」を作ることができていることが明らかになっており、外觀によつて長期のみそ漬けであったと判断することなどできるはずがないのである。

上記のとおり、第2次再審になるまで、衣類を「発見直前」に入れた可能性を裁判所がまったく検討しなかったのは、強い偏見があったからであろう。つまり、発見直前に5点の衣類を入れたのであれば、ねつ造工作であった可能性が高い。ねつ造工作をしたとすれば、警察であろう。しかし、確定判決等は、警察によるねつ造工作などありえないと考えていたのである。これが偏見である。

もちろん、静岡地裁の再審開始決定においては、5点の衣類の血痕のDNAは袴田氏のものでも4人の被害者のものでもないとする本判決が受け入れられたこともあって、5点の衣類は警察によるねつ造された可能性があると判断された。ところが、本判決もみそ漬け実験報告書も否定した差戻し前の東京高裁は、「確定判決の認定は、新旧証拠を総合評価しても、不合理な点はない」として、確定判決等の「偏見の論議」を容認した上で、それでも発見直前に入られた可能性を一応検討したものの、みそ会社に協力者がいなければねつ造工作は不可能であるからという理想でない等の、証拠によらない不可能性論という「偏見の論議」で、簡単に切り捨てたのである。

5 この点について、1つのエピソードがある。かつて私は、事実認定研究会という研究会に参加させていただいたことがあり、そこで袴田事件の上告審において担当調査官であった故渡部保夫元北海道大学教授とお話させていただく機会を得た。当時は、本事件の第1次再審が静岡地裁に係属していた時期であり、私が、まだ弁護士になつて数年の頃であったが、渡部先生は、本事件についても気楽に話をしてくださった。その時点で渡部先生が事件を担当し

てから十年以上経過していたと思われるが、事実や証拠についても非常に正確に記憶されていることに驚かされた。少し話をした後、私が自ら確信を持っていたねつ造論を説明すると、渡部先生は、言下に「警察は、松山事件や弘前事件のときのように、少し血を振りかけるといはいはやりです。でも、警察がこんな大がかりなねつ造をするはずがないでしょう」と言われたのである。それまでのお話とは違い、これは事実や証拠に裏づけられておらず、ここで、議論は終わってしまった。

いま考えると、渡部先生も、5点の衣類について、「警察のねつ造などありえない」という偏見を持たれていたのだと思う。

6 今回の差戻し決定には、ねつ造という言葉はどこにも使われていない。この点は、最高裁がねつ造の用語を使うことを意図的に避けたからと思われる。しかし、本決定が、特別の事実や証拠が加わったわけでもないのに、5点の衣類が発見直前に袴田氏以外の者によつて1号タンクに入れられた可能性があることを認め、それを前提にしてみそ漬け実験報告書についての審理を直せよというのは、前記の確定判決等の「偏見の論議」や第1次再審の最高裁の「偏見の論議」、さらには差戻し前の東京高裁の「偏見の論議」をいまでも採用しないことを宣言したということである。つまり、これまで本事件において高く立ちふさがっていたねつ造の偏見の壁を最高裁は打ち破ったのである。

本決定の少数意見は決定の中で、「確定判決及び第1次再審請求書では、5点の衣類が長期間みそ漬けされたことは当然帰されたが、かかる推定の明確な根拠は示されなかった」と述べている。しかし、これは意見部分ではなく事実を述べているにすぎないこと、またこの事実も、弁護人がこれまで再三指摘してきたことであることからしても、多数意見もまったく同じ認識であると考えられる。つまり、5点の衣類は事件直後に入れられたとした確定判決等の認定が、「明確な根拠」もないこと、すなわち偏見によるものであったことを、最高裁ははっきりと認識した

ねつ造のハードルを越えた袴田再審最高裁差戻し決定のである。

7 本件は、5点の衣類が犯行着衣であり、それが袴田氏のものであるとの認定により、袴田氏に対する有罪判決はゆるがせにされ、そして5点の衣類が犯行着衣と認定された理由は、1号タンクに入れられたのは事件直後であったとされたからである。

ところが、本決定は、確定判決等による上記認定には「明確な根拠」がなかったというのである。そうすると、5点の衣類が犯行着衣であると言えないから、袴田氏に対する有罪判決も誤っていたということになる。これはきわめて単純な論理である。そうであれば、最高裁は、再審開始は認めなかつたものの、確定判決が誤判であったことをここで認識するに至っては不十分である。

これは、財田川事件の最高裁の差戻し決定が、再審開始は認めなかつたものの「確定判決が学示する証拠だけでは申立人を強姦殺人罪の犯人と断定することは早計に失するといわざるをえない」等と判示したと同様である。上記のように死刑判決でありながらあまりにざさんな認定がなされていたという最高裁の認識が、白鳥事件、財田川事件で再審請求においても「疑わしきは被告人の利益に」との原則が適用される等として画期的な法解釈を切り開いた面決定を生み出したと考えられる。そして同様に、本事件が死刑事件であるにもかかわらず明らかな誤判であったという衝撃的な認識が、最高裁が本事件を差戻した原動力となったのではないかと推測できるのである。

8 そうすると、次に問題となるのは、本決定のみそ漬け実験報告書の評価である。

本決定は、「みそ漬け実験報告書によれば、衣類に付着させた血痕の色は、みそ漬けから1か月後に黒褐色となり、1年2か月後にみその色より暗色の黒褐色となり(原々番弁65)、また、みそ漬けから6か月後にほぼ濃黒紫色ないし黒色に近い色となった(原々番弁87)もので、いずれも赤みが完全に消失

5 原形証言51-10-12刑集30巻9号1673頁・LEX/DB924005420。  
6 前掲2の②のみそ漬け実験報告書。  
7 前掲2の③のみそ漬け実験報告書。

した」とし、検察官が提出した中西宏明准教授の意見書(以下「中西実験」という)についても、「衣類に付着させた血液の色は、遅くともみぞ漬けから30日後には黒くなり、5か月後以降は赤みが全く感じられない」と評価した。

ところが、本決定は、「現時点で提出された証拠は、1年余りみぞ漬けされた血痕に5点の衣類が発見された当時のように赤みが残る可能性があるかを判断するには十分なものとはいえない」とし、「メイラード反応その他のみぞ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなど」することが必要であるとした。

しかしながら、上記の実験結果から導かれることは、

① みぞ漬けの時間が長くなれば血液の色は次第に濃くなり、1年2か月も経過すると、いずれの場合にも血液の色は黒色に近くなる

② 血液の色に赤みが残ったのは入れた直後から数カ月の場合以外になかった

③ みぞ漬の色が濃くても薄くても、①②は変わらない

ということである。しかも、本決定では触れられていないが、

④ 事件直後の1号タンクには白の濃い1年前に仕込んだ赤みそや返品みそが入っており、犯行着衣であればその中に隠したことになるのだから血液の色の黒色化はより速くなったと考えられる

さらに、

⑤ 血液が黒色になるのは、メイラード反応によるものであるとの専門家の意見がある

⑥ 検察官は、1年2か月みぞ漬けになっても血液に赤みが残る可能性がある条件すら主張できなかった

という事実も付加できる。そうであれば、血液の色の赤みが消え黒くなる理由が科学的に厳密に明らかにされなくても、1年2か月間みぞ漬けになれば黒色に近くなることは間違いない、赤みが残っていた5点の衣類は、発見直前に入れたとしか考えられない。したがって、みぞ漬け実験報告等を「無罪を言い

渡すべきことが明らかなら新証拠として再審を開始すべきであったと考えられる。本決定において2人の裁判官は再審開始という考えであったのだから、とても残念である。

9 本決定は、再審開始を認めたものではない。しかし、これまででつ造の偏見に囚われて、正面から論じることすら拒否されてきた問題について、最高裁は正しい論じ方を示したということである。しかも、その中で、確定判決が誤判であることを認めたのである。

ただし、同じように最高裁が差し戻した財田川決定と大きく異なるところは、確定判決の誤りについて財田川事件では何員にもわたって論じなければならなかったが、本決定は、当然のこととして論じただけであったということである。それほど明白な誤りでありながら、これまで開始決定をした裁判所以外の裁判所は、弁護人が繰り返しねつ造の可能性があると主張してもまったく聞こうとしなかったのである。裁判所における偏見が、裁判所の判断に大きな影響を与えることがあるということである。

ともあれ、こうして再審への道筋がはっきりとひかれたのである。あとはこの道を再審開始というゴールに向かつて、できるだけ速く進んでいかなければならない。現在、袴田藤さんは85歳、師の秀子さんは88歳である。■

9 本決定では、検察官が提出したみぞ漬け実験報告書と同等の新証拠のひきつとして扱われている。

# 袴田事件差戻し審の争点と展望

2023年1月17日

袴田事件弁護団事務局長

弁護士 小川 秀 世

## これまでの有罪判決及び再審開始を棄却した裁判所の認定

事件の1年2ヶ月後発見された5点の衣類が、①犯行着衣であり、②袴田巖さんのもの  
(自白は補助的な証拠)

### 【5点の衣類が犯行着衣と認定された理由】 (控訴審判決)

- ① 衣類に血がついている、損傷部分がある、発見場所が現場に近い等
- ② 「事件後の昭和四一年七月二〇日に新しく味噌を仕込んだのちはタンクの底部にこれらの衣類をかくすことはほとんど不可能と思われること」
- ③ 「その他記録を検討しても本件と関係なくこのような場所にこのような血染の衣類が入れられたことをうかがわせる出来事は全く認められないこと」

①は、犯行着衣かねつ造かを区別できない

②は、発見直前に入れた可能性を無視している

③は、ねつ造の可能性をまったく無視している

①～③が誤りであることは  
明らか

※根拠にならない①～③以外、犯行着衣であるとする根拠は何もなかった

## これまでの有罪判決及び再審開始を棄却した裁判所の認定

### その2

(犯行着衣であるとの認定が誤りであるとの弁護団の主張に対して) 1次再審の最高裁決定(2008年3月25日)は、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない」とした。

← 衣類や麻袋を見ただけで「長期間みその中につけ込まれていた」ことなどわかるはずがない。

【最高裁が不合理な認定をした理由】

こう言わないと「5点の衣類が犯行着衣である」という認定ができず、誤判であったことになってしまう。

2020年(令和2年)12月22日最高裁の

## 差戻し決定の内容

みそ漬け実験報告書等の新証拠を検討した上で、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられたものか、発見直前に入れられたかを明らかにするために血痕の色調の変化の要因等の審理を求めた

⇒ 血痕の色によって入れられた時期が判断でき、それによって、犯行着衣か否かが判断できる

最高裁は、はじめて5点の衣類が発見直前に入れられた可能性(ねつ造の可能性)を認めた=これまでの裁判所の判断の誤りを認めた

⇒ そうであれば、直ちに再審を開始すべきであった(審理をして検察官に立証の機会を与える必要はなかった)

## 裁判所の判断の対象と方法

血痕の色調の変化に関する新証拠とその他の証拠との総合評価によって、5点の衣類が犯行着衣であると認定できるか否かが問われている

- (1) 5点の衣類の血痕には赤みがあった
- (2) 再審請求においても「疑わしきは被告人の利益に」が適用される

- Ⓐ 1年2か月間のみそ漬けでも赤みが残ることがある → これだけでは犯行着衣であると認定することはできない
- Ⓑ 1年2か月間のみそ漬けでは赤みが消えてしまう → これだけで犯行着衣であることに疑問が生じる

## 発見当時の5点の衣類の状況

開





## 1号タンクとはどんなところだったのか

- ・タンクは約2m四方
- ・上にはビニールが被せてあった
- ・長靴を履き、はしごをかけて中に入る
- ・スコップによる作業が必要
- ・タンクの高さは167cm（袴田巖氏は、身長162cm）
- ・深夜、時間もかかるし、音もたてることになる
- ・電灯もつけなければならない
- ・当日、宿直室（入口の左横）には、別の従業員が宿泊していた



## 事件前後の1号タンク

開

- 1 1号タンクには返品みそ（※）が入れられていた
- 2 事件発生から4日後の昭和41年7月4日に、警察によって1号タンクも含めたみそ工場全体の捜索が実施された
- 3 昭和41年7月4日、捜索の後、1号タンクのみその在庫調べが行われ80kgの返品みそが入っていることが確認された
- 4 昭和41年7月20日にみそ材料が4トン余り仕込まれた（その後と合わせて8トン）
- 5 翌昭和42年7月25日以降、熟成したみそを取り出し始めた
- 6 昭和42年8月31日に5点の衣類入り麻袋が発見された

※返品みそは色が濃いため、新たに醸造した（薄い色の）みそと混合して赤みそが作られていた

**(80kgの味噌による)**  
**味噌タンク実験** (1989年7月9日実施)

開



80kgの味噌は、タンク内では平均の厚さ約1.5cm (写真A, B)

どうしても底が見えてしまう位の量 (写真A, B)



衣類入りの麻袋をみそで隠せば、そこだけ山になってしまう (写真C)

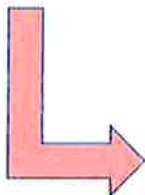


**2008年4月14日付味噌漬け実験報告書**

様々な衣類・血痕の状態を作ることができる



5点の衣類に類似した衣類に血液を付着させ5日後に赤みそ+たまりの液に入れて15分間踏みつけた



麻袋から取り出した状態



たまりだけに1分位浸したもの



白半袖シャツの血痕をそぎ落としたような跡=ねつ造の痕跡

開

【警察が付した説明】  
V領メリヤス半袖シャツ  
胸部の血こん採取  
個所 2ヶ所

【発見直後の現場での写真】

警察の鑑定終了後の  
シャツ

さまざまな条件でのみそ漬け実験

みそから出た液体（たまり）が血痕にしみ込むだけで黒褐色になる

色変化実験報告 そのⅠ

赤みそ 1時間放置 みそ漬け 12時間



色変化実験報告 そのⅡ

白みそ 付着直後 みそ漬け 4時間



色変化実験報告 そのⅢ  
—麻袋の影響を検討—

白みそ 付着直後 みそ漬け 1時間





## 血痕の色がみその中で変化する要因

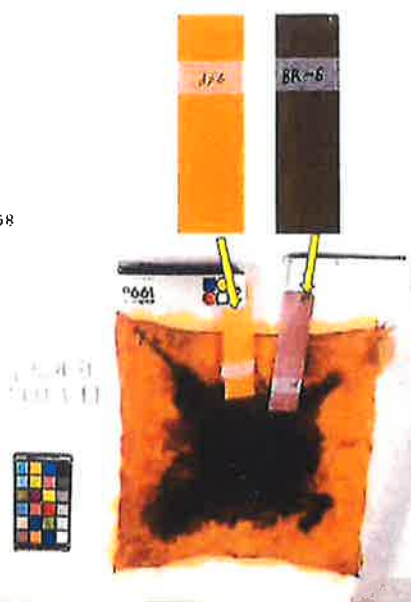
### 【弁護側新鑑定の内容】

- 1 血液が赤いのはヘモグロビンが赤いから
- 2 みそが酸性で10%位の塩分濃度であることから、赤血球の細胞膜が破壊され（溶血）、ヘモグロビンの変性、分解が進み、ヘム、ヘミン等の有色の鉄の化合物が生じ、さらに酸化等の化学反応が進む

### 【検察官の反論、反証】

- 1 色調の変化の化学的機序については争わない
- 2 血液でなく血痕の場合は化学反応に時間を要する
- 3 8トンのみそタンクの底では、酸素が乏しく化学反応が進まない
- 4 検察官のみそ漬け実験の結果1年2か月後でも周囲に赤みが残った
- 5 検察官も気がつかなかった赤みが残る他の条件があった可能性もある

### 色見本



## 検察実験の1年2か月後（11月1日）

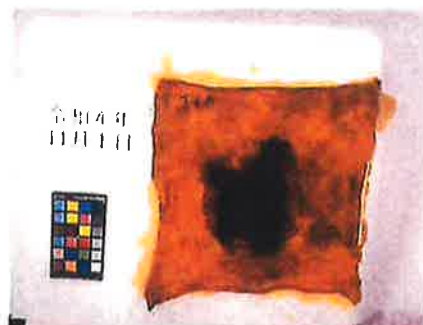
2人の裁判官が立ち会って書記官が撮影した写真

18

16う（新配色  
カードの色番号  
は dp6 と br6）

赤	0906
オレンジ	0007・0008
黄	0009
黄緑	0010
緑	0011
青緑	0012
青	0013
紫	0014
黒	0015
白	0016
その他	0017
その他	0018
その他	0019
その他	0020

05



16あ

赤	0906	0906
オレンジ	0007・0008	0007・0008
黄	0009	0009
黄緑	0010	0010
緑	0011	0011
青緑	0012	0012
青	0013	0013
紫	0014	0014
黒	0015	0015
白	0016	0016
その他	0017	0017
その他	0018	0018
その他	0019	0019
その他	0020	0020

### 黒褐色化のために要する時間と結論

- ① 黒褐色化は、ヘモグロビンの物理・化学反応による分解、変性によるもの（こうした反応には時間を要しない）
- ② みそのたまりが出ている状態での実験では、きわめて短時間で血痕の色が黒褐色化した
- ③ 発見時のみそは熟成しており、たまりが出ている状態であった
- ④ ねつ造であれば、麻袋の外から踏みつけたりすれば15分で中の衣類にもたまりをしみ込ませることができる
- ⑤ 検察官が作った最も赤みが残りやすい条件下でも、すべて黒褐色化した

⇒ 1年2か月間みそ漬けになっていたとすれば、赤みが残っていることはありえない

### 審理の最終時点

新証拠だけではもちろん、他の全証拠からもやはり5点の衣類が犯行着衣であると認定することはできなかった

※もともと確定判決等の犯行着衣であるとの認定が誤っていた事件であるが差戻し後の審理によっても、同認定ができるような証拠は何も得られなかった

⇒ 再審開始は必然

## 死刑事件における誤判

本件は、新証拠がなくても誤判が明らかだった事件です。しかし、1審の死刑判決から54年が経過し、この間30人以上の裁判官が関わり、弁護士として活動した弁護士の数も50人以上になりましたが、それでも是正できていません。

誤判を是正させることは、とても困難なのです。また、もし是正できたとしても、取り返しがつきません。その最たるものが本件のような死刑事件の誤判です。

- ① 1次再審の即時抗告審は、ズボンよりステテコの方が多量の血液がついていることを「犯行途中でズボンを脱いだことも考えられる」と説明して、スルーしていましたが、そのときの裁判官の一人である小西秀宣氏は論文の中で、新証拠の明白性が認められないときは、もし誤判であることが明らかになったとしても「裁判手続き以外の手段によって解決するほかない」と書いています。

しかし、誤判により死刑が執行された場合、どのような解決手段があるのでしょうか。

- ② 5点の衣類について、ねつ造の可能性をまったく検討しないまま犯行着衣であると認定した控訴審の裁判長であった横川敏雄氏は、著書の中で「私にも誤判はあったが、それは有罪にすべき人を無罪にした場合に限られる」と書いています。

- ③ 控訴審、上告審の主任弁護士であった上田誠吉弁護士は、白鳥事件の再審請求において主任弁護士として、証拠の弾丸がねつ造である可能性を認めさせた上、その後の再審請求事件の流れを大きく変えた最高裁の白鳥決定を勝ち取りました。

ところが、上田弁護士は、この事件ではねつ造の主張すらしないまま、死刑判決を確定させてしまいました。

## 袴田事件から死刑制度を考える

以上のような袴田事件の内容と経過をふまえると、死刑が憲法に違反するか否かなどという議論をするまでもなく、死刑については、

**「人は不完全な存在なのだから絶対の刑を科すことは許されない」**

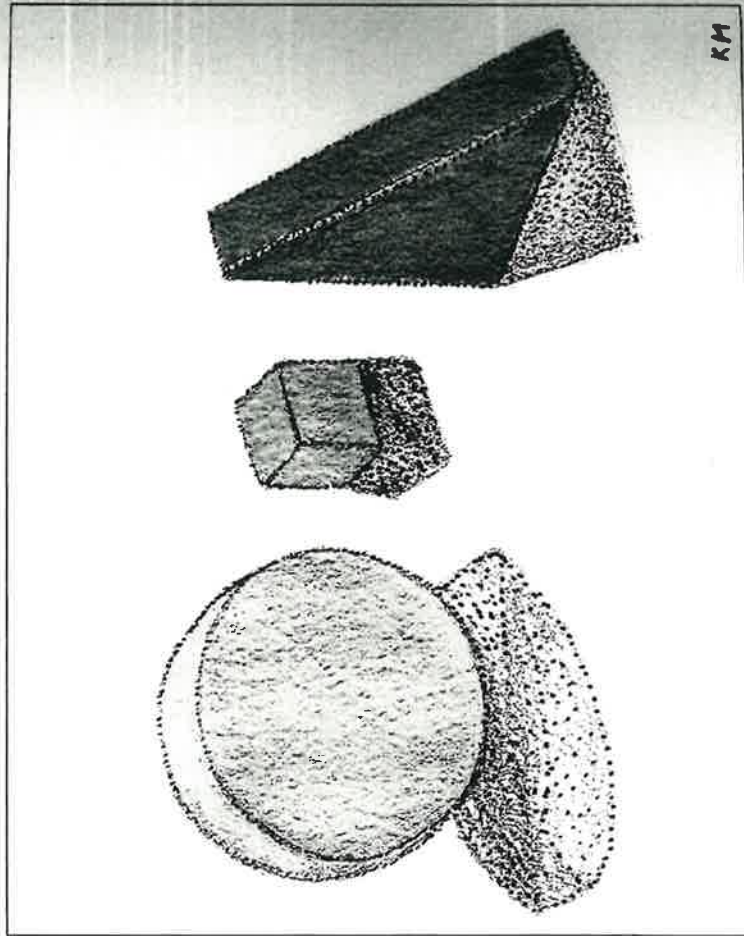
と考えられます。この事件は、私たちにこのことをはっきりと示しているものと思います。

# 新聞研究

## 再審事件と報道

袴田事件と司法／事件報道のあり方とは  
日野町事件と再審／免田事件を問い続ける  
大崎事件と報道への見方

## 新聞と短歌・俳句のいま 変わる日韓関係を伝える



2023 6

No.855

日本新聞協会

定価 680円 (本体800円+税)  
発行 毎月1日発行 毎月1日発行  
創刊 1947年11月1日  
編集 日本新聞協会  
印刷 日本新聞協会  
発行 日本新聞協会

新聞研究 六月号 ©日本新聞協会 2023

定価 880円 (本体900円+税)  
発行 毎月1日発行 毎月1日発行  
創刊 1947年11月1日  
編集 日本新聞協会  
印刷 日本新聞協会  
発行 日本新聞協会

## 新聞協会の刊行物

(価格は税込み)

**新聞研究** (年10回刊、1日発行(1-2月、8-9月は合併号)、定価880円、年間購読料8,800円)  
2023年 5月号 (854号) ウクライナ侵攻と報道の視点 第4回  
4月号 (853号) 子どもを見つめる報道  
3月号 (852号) 記者読本2023

**新聞協会報** (毎月第2・第4火曜日発行、年間購読料2,400円)

新聞協会の諸活動のほか内外報道界のニュース、調査研究資料などを紹介する新聞協会の機関誌。新聞・通信・放送界の向上、討論・報道界共進の利益増進を基本方針とする。

**新聞技術** (年3回(7、11、3月)刊、定価980円、年間購読料2,970円)

紙面制作システムから印刷製造技術まで幅広い分野の最新情報を提供する新聞界唯一の製作技術専門誌。  
2023年 第1号 (No.259) 動画コンテンツの管理と活用  
2023年 第3号 (No.258) 各社のPC事情  
2023年 第2号 (No.257) CMSが変える業務〜改善事例と将来像〜

### 【新刊】

データブック 日本の新聞 2023

「新聞研究」別冊  
デジタル時代の新聞の公共性を考える

日本新聞年鑑 2023

新聞用語集 2022年版

放送で気になる言葉 敬語編 2019

放送で気になる言葉 言葉 2011

取材と報道

実名報道——罪責を伝えるために

NIEガイドブック高等学校編

NIEガイドブック中学校編

NIEガイドブック小学校編

新聞社の主要製作設備一覽2021

新聞販売所の労務管理

——知っておきたい労務の知識

わかりやすい新聞販売の諸規則

23年4月刊行、愛読新書刊、58ページ、定価880円  
日本の新聞の各種基礎データなどを図表で紹介

22年12月刊行、B5判、86ページ、定価530円  
デジタル時代における新聞、ジャーナリズムのあり方を考察

22年12月刊行、B5判、388ページ、定価13,200円  
国内外の新聞界の動向、新聞・通信・放送各社の現状を収録

22年3月刊行、新書刊、576ページ、定価1,650円  
記事を分かりやすい日本語で書くための実用的な表記論典

19年3月刊行、A5判、52ページ、定価330円  
新聞用語懇話会誌送分科会編、放送現場で使う敬語表現の留意点

11年3月刊行、A5判、127ページ、定価629円  
新聞用語懇話会誌送分科会編、放送現場の言葉遣いの指針(日本版)

18年3月刊行、A5判、156ページ、定価611円  
取材と報道に関する報道界の共通認識、基本的考えなどを収録(改訂5版)

16年3月刊行、A5判、60ページ、定価150円  
丸名報道の意義を新聞や関係資料とともに解説

22年7月刊行、A4判、80ページ、定価550円  
新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載

21年6月刊行、A4判、76ページ、定価495円  
新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載

20年9月刊行、A4判、56ページ、定価330円  
新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載

21年11月刊行、A5判、156ページ、定価5,500円  
新聞社、関連印刷会社の主要製作設備・システムを収録

20年11月刊行、B5判、250ページ、定価550円  
販売所従業員の労務管理について分かりやすく解説(改訂6版)

11年4月刊行、B5判、260ページ、定価3,000円  
新聞公正競争規約など新聞販売に携わる人の規則集(改訂4版)

購読お申し込みは新聞協会経理担当 TEL: 03-3591-3469 FAX: 03-3591-6149

定価 880円 (本体900円+税)

雑誌04941-06

ISSN 0288-0652





はないはずだ。己の「志」をどう持続させるか。誰に何を伝えるのか、これらは組織ではなく、それぞれの「個」の意志にかかっているように思う。

ここで免田事件から少し離れて、ある冤罪事件を紹介したい。

熊本日日新聞23年3月31日付の長期連載「江川縉子の視界良好2023」の見出しは「袴田さん再審確定、無罪へ 冤罪防止、裁判官も現場に」で、裁判官が現場に出向くことの大切さを説いていた。袴田事件の再審開始決定を出した東京高裁の裁判長が陪席判事、書記官を伴い、静岡地検で行われた検察側の実験結果を確認していたことを紹介。検察が赤みの強調されるライトを使って写真撮影したのを見ていたのだという。江川氏がこうした「現場主義」の大切さの例示として記事の中で挙げていたものに松尾事件があった。

この事件は1954年、熊本県内で起きた女性暴行事件で有罪とされた松尾政夫さんが13回目の再審請求で無罪となった事件である。2人連れの女性が襲われ、その後、同じ道を通って帰宅途中だった松尾さんが疑われた。逮捕され自白を強要され、後に否認に転じたが懲役3年の

実刑が確定した。被害者と一緒にいた女性の目撃証言が決めた手だった。出所後、松尾さんは再審請求を繰り返し、ようやく出会った「手弁当」の弁護士に尽力により13回目の請求で無罪となったのだが、裁判所が行った夜間の現場検証が無罪の決め手の一つとなった。

私にとっても心に残る事件だった。全国的に注目を浴びる「大事件」ではなかったが、あるやり取りがあったからだ。通常、服役中の態度で減刑されることがあるが、松尾さんが刑期満了で出所したのが気になったので、それを聞くと松尾さんはこう答えたのだ。『刑務所でもずっとやっています、と言いつつ、改悔の情がない、とされたんですわ』。再審公判で検察は争わず無罪となったが、その時、松尾さんは既に死亡、残された奥さんが松尾さんの遺影を手に無罪判決を聞いた。死刑事件とそうでない事件の違いはあるが、冤罪に大きいも小さいもない。無辜の民を罰してはならない。当たり前のことを「主」のいない法廷で思いながら、自分が発した質問の無神経さが今も心に沁のように残っている。これも私が冤罪を考える普遍的岩盤へとつながっていることだ。

## 言葉をつくる

2023年4月、熊本県宇城市で「文化講演会/宇城」があった。宇城市は熊本県の中央部に位置し、鎌倉時代、蒙古襲来給詞を残した竹崎季長がその一部を領した地でもある。講師はJIT生命誌研究館名誉館長の中村桂子氏。中村氏は40億年に及ぶ生命の歴史を語ったが、中村氏が言う「生命誌」は生命の物語という要素が込められている言葉であった。「生命史」ではないのである。

講演を聞きながら、熊本にいて「苦海浄土」など水俣病をはじめとする日本近代の民衆の物語を紡ぎ続けた石牟礼道子さんのことを思った。穏やかな時、石牟礼さんの言葉を使えば「ひかり風」ともなる不知火海だが、そこには奪われた幾多の命が埋まっている。「苦海浄土」は「名もなき人」たちの魂が鎮まる場所として石牟礼さんがつくった言葉だった。

中村さんや石牟礼さんとはやや趣を異にするが、免田さんもまた言葉をつくる人であった。

「百害あつて一理なし」。この文字を最初に読んだ時、誤用だろうと思ったのだ

(28)

が、よくよく考えてみればこちらの方が実態をよく表している。普通は「百害あつて一利なし」である。「善」だから「利」になる。しかし、司法の世界でいえば「理」の方がふさわしい。「一矢を投じる」とも書いた。普通は「一石を投じる」であろう。しかし「一石を投じる」は波紋を広げる、というほどの意味で、問題のありかを端的に鋭く指摘するという意味ではいかにも弱い。ここもやはり「一矢を投じる」の方が断然ふさわしい。

## 考えることをやめない

18年11月、熊本市で開いた免田さんの米寿をお祝いする会。記者や支援の人たち、研究者らが参加したアットホームな会だったが、ここで免田さんは二つの言葉を発した。一つは「一番惜しいのはマスコミです」だ。冒頭発言だった。熊本弁に「わかまし」がある。やや斜めに構えて、人を批判したり、やゆする言葉である。明治から大正、昭和にかけて新聞人を多く輩出した熊本の風土に根差した言葉で、私は「もっこす」よりもこちらの方が「肥後人気質」を表しているように思う。冒頭発言は、記者が多い会と

いうことを踏まえての「わかまし」という気もした。一方で、免田さんが私たちにに向けた直球の言葉として投げたというふうにも思ったのも事実だ。なぜきちんと聞いてくれなかったのか、と。

もう一つは「再審は人間の復活なんです」だった。冤罪は司法の過ちである。その過ちの根底に横たわるものは何か。免田さんの視線は司法の奥にある「核」の部分に「一矢を投じていた」ように思う。核の部分とは何か。それは「人を人と思わなくなった」ということではないか。アリバイを言ったのに聞いてもらえず、アリバイつぶしまでされた、無実を示すはずの証拠も消えた、社会に出てみると皆がもらう年金もない、なぜか。免田さんが問い続けてきたことだった。それは警察、検察、裁判所という司法制度の組織はもとより、「世間」に向けて発せられた問いかけであった。その世間の最前線にいるのは「一番惜しい」と言われた私たちマスコミであろう。

晩年、免田さんの口癖は「よう生きてきたなあ」であり、「よい人に巡り合えた」であった。しかし、20年12月に95歳で閉じた生涯の、特に獄中の34年余で一本の芯樁となっていたのは強烈な生への執念

ではなかったか、と思う。弟の免田光則さんへの1980年12月19日付消印がある手紙にはこうある。「大麦を現在、作ってなければ面倒だろうが一俵分程作り、私が裁判の終り帰郷したその日から麦飯を食べるよう準備しておいて下さい」(原文のまま)。この手紙の約1週間前の12月11日、最高裁は免田さんの再審開始を決めた福岡高裁決定を支持、再審開始が確定的になっていた。この時点で免田さんは「社会復帰」の準備を始めたのだ。「大麦」が象徴するのは免田さんの生への執念の強さにはかならない。

そして、思う。逆説的な表現になるが、免田さんの生への執念に助けられたのは、実は私たちの側ではなかったかと。これほどまでの生への執念がなかったなら、免田さんの命は国家の手によって消されていたのだから。無実のまま。

免田事件資料保存委員会の3人は古希前後のフリーの元記者だが、事件取材のドリフトを打てないままである。これまでも書いてきたことだが、まだ免田事件をやっているのか——今でもよく聞く声である。しかし、と思う。何を間違ったのかを考えることをやめた時、私たちはまた過ちを繰り返すのではないかと。

(29)



# 人間の復活を——免田事件が問うもの

免田事件資料保存委員会 高峰 武

科学的社会主义 No. 301 2023・5

再審、裁判のやり直しで、確定死刑囚から大赦にわたる再審請求の結果、日本で初めて無罪になった人に免田栄さんがいる。

二〇二〇年二月五日、老衰のため九五歳で亡くなったが、私は一九八三（昭和五八）年七月一五日の熊本地裁八代支部（河上元康裁判長）の無罪判決を熊本日日新聞の記者として取材して以降、亡くなるまでの約三七年間、交流を続けてきた。

本稿は、死刑囚として三四年半、死刑執行の恐怖の中で冤罪と闘い、「自由社会」に出てからの三七年間の「生」をたどっていくものだ。その軌跡には戦後社会の、私たちが気付かない「暗点」がくつきりと浮かび上がっている。戦後新憲法の中の「日本の陰面」と言ってもいいのかもしれない。ここでは、本稿のほか、免田さんが獄中から家族に出し続けた約四〇〇通の手紙を甲斐壮一氏が、免田さんが残した約一七〇〇冊の本を牧口敏孝氏がそれぞれ解説する。甲斐氏も牧口氏も免田さんが残

した資料の整理、保存を続ける免田事件資料保存委員会（代表・高峰）のメンバーである。

## 再審という壁

まずは再審をめぐる二つの事件を振り返りたい。

一つは「日野町事件」である。

大阪高裁は二〇一三年二月、滋賀県日野町で酒店経営の女性（当時六九歳）が殺害され、店の金庫が奪われた日野町事件で強盗殺人罪の無期懲役が確定した阪原弘、元受刑者について、再審開始を認めた大津地裁決定を支持、検察側の即時抗告を棄却した。阪原・元受刑者は再審請求をした後に病死、遺族が「死後再審」を請求していたが、死刑、または無期懲役の確定判決に対し、高裁が「死後再審」を認めたのは戦後初めてのことだ。

事件発生は一九八四年。死後再審の重い扉を開けたのは実況見分の写真ネガなどの新たに関示された証拠だった。捜査の写真のネガには、遺体に見立てた人形を持つ写真と持たない写真があるのに、人形を持って再現した写真はかりが捜査報告書に載っており、「捜査官による誘導の可能性を含めて疑問が生じた」としたのだ。大津地裁の裁判長の勧告を受けて検察側が開示した写真のネガで分かったことだ。

裁判員裁判の導入で、検察側証拠の一覧を弁護側が開示請求できるようになったが、再審の証拠開示について明確な規定はない。大阪高裁は最高裁に特別抗告を申し立てたが、再審における証拠開示のルール化は喫緊の課題である。免田事件でもこの証拠開示は再審開始に決定的な役割を果たしている。

一方、東京高裁は二〇一三年三月、袴田巖さん（八七）の第二次再審請求の差し戻し審で再審開始を認める決定を出した。事件発生は一九六六年。静岡県のみそ製造会社の専務一家四人が殺害され、元プロボクサーの従業員袴田さんが逮捕された。捜査段階で自白したとされた袴田さんは裁判で無罪を主張したが一九八〇年に死刑が確定。二度目の再審請求審で静岡地裁が再審開始を決定、袴田さんを釈放したが、東京高裁が開始決定を取り消したため、最高裁が審理を差し戻していた。

焦点は、事件発生から約一年二カ月後にみそ工場のタンク内から見つかった衣類五点的の血痕の「赤み」。東京高裁は弁護側鑑定を採用し、一年以上みそ漬けされると「赤みは残らない」と判断、さらに、タンク内に隠匿してみそ漬けにしたのは、「捜査機関の者による可能性が高いと思われる」とした。検察側は特別抗告を断念、静岡地裁での再審公判が確定した。

日野町事件にしろ、袴田事件にしろ、根底にあるのは自白の誘導、強要という捜査機関の構造的な「宿痼」とても呼ぶべきな実態である。

「無辜の民」を罰してはならない。誰もが疑わない法理だが、戦後日本の司法はこの当然の法理を守ったのだろうか。免田事件を通して見ていく。

## 事件との出会い

一九八三年七月一五日、熊本地裁八代支部玄関、免田さんは「自由社会に帰ってきました」とやや申高い声を上げた。二三歳で逮捕された免田さんは五七歳になっていた。冒頭に書いたが、その模様を熊本日日新聞の記者として取材したのが私と免田さんとの直接の付き合いの始まりだった。その後免田さんの取材を続けたが、膨らんできたのが、「どうしてこんなこと」という疑問だった。無業の人がなぜ三四年間も死刑囚として獄中にあつたのか。そう思い、事件をともに取材していた甲斐氏とまずは判決全文を読むことから始めた。そして始めた「検証免田事件」という連載は三月月の予定が、半年間の一八二回の連載となった。

その後も、免田さん夫妻との交流は続いた。再審無罪判決日 25

や誕生日（十一月四日）などに小さな宴を持ち、免田さんが住む福岡県大牟田市の川でとれたウナギを持ち込んで来ることもあった。

二〇一八年、興さんの玉枝さんから「冤罪が繰り返されないよう役立てほしい」と資料提供の申し出を受けた。その時、免田さん九〇歳、玉枝さんが八〇歳を超え、ともに大牟田市の高齢者施設に入っていたので、申し出の趣旨はよく分かった。事件をともに取材し、交流を重ねてきた甲斐氏に、元RKB熊本放送記者だった牧口氏も加わり、「免田事件資料保存委員会」を立ち上げ、三人で資料の整理、保存の作業を続けたのだが、そこで大きな驚きがあった。

四〇〇通もの家族への手紙は甲斐氏が別稿で書いている通りである。このほか、自分でアイウエオの索引を書いた広辞苑、ぼろぼろの聖書等々、初めて目にするものばかり。強烈な印象を受けたのは、No.3との表書きのある厚さ一〇センチを超える綴りだった。それは第一回公判から死刑判決までの公判調書、証人調書の綴りであった。八九一頁にわたり、一行一行、手書きで公判調書を書き写していたのである。誘導尋問という末もある。「遑ろ、遑ろ」という免田さんの肉声が聞こえるような感じがしたものだ。また「凝固」という字の横には、ぎょうこ、とルビが振られ、その横には、かたまり、の字がある。こうやって言葉を一つ一つ覚えていったのである。

免田さんを支えたのが熊本市の社会福祉施設「慈愛園」園長

の潮谷総一郎氏（一九二二〜二〇一一年）だった。潮谷氏は教諭師として福岡市の拘留所に通つ中で、ある死刑囚から「犯行を否認し続ける男がいる。懺悔（まじまじ）するよう勤めてくれ」という依頼を受ける。「否認し続ける男」が免田さんだったが、誤字、脱字の多い手紙は一貫して冤罪を訴えていた。潮谷氏は「ひよこ」として」という疑問から、一番の弁護士に会いに行くと、「免田はやっていませんよ」と明言。こうして潮谷氏らのアライバイ証人探しが始まり、一九五六年の再審開始決定（西辻決定）に繋がっていくのである。

免田さんが獄中から潮谷氏宛てた手紙は一〇〇〇通を超え、字学も覚えた免田さんは、潮谷氏に關係する言わうあ見施設に四〇〇冊を超える点字の「免田文庫」も贈っている。

免田さんにとって、生きることは学ぶこと、学ぶことは生きることだった。

### 捜査、裁判がなぜ誤ったか

これから、免田事件が浮き彫りにする三つの課題を考えていく。一つ目はなぜ捜査が誤り、裁判が誤ったか、二つ目はなぜ三四年間もその誤りを正せなかったのか、三つ目は私たちの社会の側の問題である。

### まず、捜査、裁判の問題だ。

事件発生は一九四八年二月十九日深夜から未明にかけて。強盗殺人容疑での免田さんの逮捕は一九四九年一月十六日。犯

人の人相に似ている、はつきりしないアライバイ、不自然な行動……。捜査側が持った疑いだが、免田さんにすれば、夜の突如の連行と理不尽で強引な取り調べで、免田さんは「眠らせてもらえなかったのが辛かった」と語った。前年、炭鉱の入坑検査では「肋膜炎」と診断されてもいた。

同年一月から新憲法のもとでの新しい刑事訴訟法がスタート。事件は、自白重視から物証重視などを求めた新刑事訴訟法下の最初の重大事件となった。

捜査、裁判の実態はどうだったのか。検察側の話を紹介することで実態をみてみたい。

再審公判の主任を務めた伊藤鉄男検事は退官後に勤めた山梨学院大学の最終講義でこう語っている。「正直なところ、当初の捜査があまりにも不十分でした。熊本地検八代支部の検事は勾留延長せず、警察も事件送致と同時に身柄は拘留所に移され、その後は全く取り調べをしていません。第一審の公判途中から被告人が否認しているのに、検事の論告は書面でなく口頭で行われ、内容的にも極めて粗末。判決もなぜ有罪としたのかその理由はまったく書かれていませんでした」（山梨学院大学法科大学院『ロー・ジャーナル』第12号、二〇一七年一月）

一九八六年、最高検察庁は「再審無罪事件検討結果報告」と題する、免田事件、財田川事件（香川県、一九五〇年発生）、松山事件（宮城県、一九五五年発生）の死刑囚が再審無罪になった三事件の報告書をまとめたが、この中で免田事件について

「自白内容の不自然、不合理、不十分性、客観的事実との不一致、裏付け捜査の不徹底、重要な事項についての供述の欠落、『秘密の暴露』の不存在」など具体的に指摘している。

「これが怪しい」として始まる見込み捜査、自白の強要、物証・手続きの軽視。免田事件には冤罪の原点があつた。報告書が「泥縄式捜査」と呼んで批判した事件だが、なぜ死刑が確定することになったのか。やはりそこでは「自白」の存在が大きかった。免田さんが第三回公判で犯行を全面否認した時、裁判長とこんなやり取りが行われている。

裁判長 ナタで切りつけたと言っているが。

被告人 人吉市警で三日三晩そんなことはないと言ったが、自状せんと腕立て伏せをやれと板張りの上に座つておれと言われ、嘘をつくと言った。

裁判長 嘘にしては詳しいことは言えないと思うが。

被告人 最初から公判で調べてもらえば分かると思つていました。

浮き彫りになるのは、「自白」から心証を形成している裁判長の姿勢である。免田さんがよく語っていた言葉に「一人の警察官がした事件処理は最高裁判決に類する」というのがある。死刑囚の間で語られていた言葉という。最初聞いた時は不思議な言葉だと思つたのだが、振り返ってみれば、まさに免田事件がそうであつた。

警察、検察、裁判所という司法機関は私たちの社会の中で大きな役割を担っている。しかし神ならぬ人の身。間違いは起こす。冤罪事件が後を絶たない現実が何よりの証だ。では、どうして冤罪を防ぐか。それは裏返せば、謙虚さをどう保つか、と云うことでもある。「風を当てる」組織になっているが、伊藤隆事という言葉が借りれば「引き返す勇氣」が働く構造かどうか。問い続けることを忘れた時に過ちを繰り返す。

### 再審という壁

二つ目はなせ三四年間もその誤りを正せなかったのかだ。

ここでは、二人の人物を通して考えてみたい。

実は、免田さんのアリバイに気付いて再審開始の決定を出した裁判官がいたのである。死刑確定から四年後の一九五六年八月一〇日に再審開始決定を出した熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長である。

刑事訴訟法四三五条は、再審開始の要件を無罪を言い渡すべき「明らかな証拠をあらたに発見したとき」と書くが、ハードルは高く、「開かずの門」とも呼ばれていた。

退官し、弁護士になっていた西辻氏を熊本市の自宅で取材したことがあるが、西辻氏は「申し立てはアリバイだったが、自白していることが気になり、自白が正しいものかどうか間接事実として調べた」と振り返った。

西辻氏は多くの未開示記録を検察庁から職権で取り寄せ、五

〇人の証人調べも行った。この時の未開示記録は再審判決で無罪を示す「古色蒼然たる物証」とも呼ばれることになる。熊本大学医学部の世良元介教授（法医学）に再鑑定を依頼したことも大きかった。世良教授は、一次鑑定では、鉋で切りつけ、包丁でとどめを刺した（自白調書と同じ）としていたが、再鑑定ではこれを取り消し、包丁→鉋とした。被告君の手に残る防衛創が変更の決め手になった。包丁でとどめを刺したという自白調書は誘導された疑いが出て来たのである。

申し立てにある「事件当夜は一緒にいた」という女性のアリバイ証言自体は原審でも出ていた。悩んだ西辻氏が参考にしたのは、要件を緩やかに解釈した一九二四（大正一三）年の大審院判例だった。「戒心に戒心を重ねて」。裁判官時代の西辻氏のモットーである。

しかしこの西辻決定は、福岡高裁で取り消される。アリバイ証言は原審で取り調べ済みで、西辻決定の考えは「通常の訴訟体制を著しく破壊する」と批判、「法の安定」を重視したのである。

再び光が差すのは一九七五（昭和五〇）年五月。最高裁第一小法廷の「白鳥決定」によってである。①確定判決の事実認定を覆すに足る蓋然性のある証拠で、②明らかな証拠かどうかは他の全証拠と総合的に評価し、③この判断に際しても「疑わしきは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則が再審にも適用される。白鳥決定をリードしたのは東大教授から最高裁入りした

団藤重光氏だが、白鳥決定以降、免田、財田川、松山、島田（静岡県）の各事件で死刑囚の再審無罪が相次ぐことになる。

団藤氏らの第一小法廷は、免田事件の再審を開始するかどうか最終的に決めたが、団藤氏は私の取材に「初動捜査が不十分。よくこんな調書ができたものだ」と語ったのが印象的だった。

団藤氏と西辻氏。最高裁判事と熊本地裁八代支部の裁判長という立場のまったく異なる裁判官が私に語った言葉はまったく一緒だった。「もし間違っていたのなら、それを正すのが司法への信頼を高めることになる」

再審がクローズアップされるたびに問題になるのが再審規定の不備である。

実は、そのことを一番感じていたのが免田さんで、免田さんは自身の再審無罪判決に再審を申し立てたのである。二〇〇五年三月のことだ。弁護士を立てずに自身で請求したのだが、請求の要点は①再審無罪判決では身柄の拘束が解消されていない②死刑とした一番の確定判決が取り消されていない③などである。

これには少し解説が必要だろう。①に関して言うと、刑事訴訟法には「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる」（四四八条）とあるだけ。死刑囚にとって「刑の執行停止」は何を意味するか。「絞首」のみか、「拘置」は含まないのか。免田事件の場合は再審無罪判決後に検察官の

釈放指揮書で、松山事件は裁判所の裁量で釈放された。袴田事件では静岡地裁の開始決定の時点で袴田さんは釈放された。②については、死刑囚再審は裁判のやり直しのため、判決の正文はただ「無罪」となる。通常の控訴審判決の場合、一番の判決を取り消した上で、「無罪」などとなるが、免田さんには、今も厳しい視線が注がれる一因に「死刑判決が取り消されていない」ことがあるからだという気持ちがあった。

これに対して二〇〇七年一〇月、熊本地裁は請求棄却の決定を出すのだが、免田さんが訴えた冤罪被害者の「素朴な気持ち」は司法の条理と最後まで交差することはなかった。

### 社会の側の問題

「自由社会」に出てから亡くなるまでの三十七年間、免田さんの問い掛けに社会の側はどうか答えたのだろうか。象徴が年金問題である。

「なぜ私には年金がないのか」。免田さんが言い続けた疑問である。免田さんが受けた補償は刑事補償（強盗殺人罪での逮捕から無罪判決までの一万二五九九日に当時の最高額一日額七二〇〇円をかけた九〇七二五二八〇〇円）と費用補償（一七二六五五四九四円）である。しかし、これは過去の補償であって、将来への補償ではない。

年金については妻の玉枝さんも「保険料を納めていないからねえ」といった感したが、しかし、免田さんは訴えを



やめなかった。二〇〇九年には年金の受給資格を求めて国に申し立て（門前払い）を行うなどの行動が日本弁護士連合会（日弁連）を動かし、日弁連は国に警告書を通知したりもしたが、国は「年金は保険料納付が原則、国民には周知した」という姿勢を崩さなかった。しかし、死刑囚だった免田さんに獄中で年金制度の説明を受けた記憶はない。

二〇一三年、死刑囚で無罪になった者に年金を支給する特例法が出来、年金を受給。これが亡くなるまでの生活の支えになった。特例法の対象者は免田さんと存命の島田事件の赤堀政夫さんの二人。たった二人のための法律だが、しかし、これとて免田さんが訴えなければ実現しなかったものだ。「これでやこと人として認められた。この時の免田さんの感想だ」。

免田さんはよく言っていたものだ。「日本の人権は虹のようなものだ。近づくと消える。実態がない。本来は私たちの側が気付くべきことなのだが、社会の側はいつも無頓着である」。

### 憲法の「傘」に入らない人たち

日本国憲法は「国民権」「基本的人権の尊重」「平和主義」をうたい、「法の下での平等」を言う。しかし、実際はどうだろうか。このところ、そんな疑問が強くなっている。

ハンセン病では、憲法違反の強制隔離が漫然と続けられ、最高裁も「違法」と認める特別法廷が九五件も開かれており、違法な特別法廷で死刑判決が出され、熊本県内の男性が執行され

た。この事件では、民事訴訟ながら死刑判決を言い渡した公判廷について「憲法違反」（二〇二〇年熊本地裁、確定）との判断が出されている。遺族が再審を請求しており、どう判断されるか注目したい。

旧優生保護法下で強制的に不妊手術を受けた問題もある。「不良な子孫の出生を防止する」と第一条でうたう法律は戦後の日本の国会で全会一致のもと成立し、母体保護法と改正されるまで四八年間もの間、修正されることはなかった。各地で国家賠償請求訴訟が起これ、二〇一三年に入ってから熊本、静岡、仙台の各地裁と大阪高裁で国に賠償命令が相次いで出され、国が主張する除斥期間適用についても「正義・公平の理念に反する」（大阪高裁）と一蹴している。

水俣病事件も、本誌で三回にわたってみてきたように、根底には被害を認識しながらチツリの操業を継続させた「国家の意思」があった。ここに「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（二五条）という憲法の精神を見つめることは難しい。

いつのころからだろうか。免田さんが「再審は人間の復活です」という言葉を使うようになったのは、二〇一三年に熊本市で開いた「米寿のお祝い」の席でも聞いたのだが、この言葉は長年免田さんと交流を重ねて来た私達にも再考を迫るものであった。

雪塚ゆきづかという言葉がある。「無実の罪をすすぎ、潔白であるこ

とを明らかにすること」（広辞苑）とされる。免田さんの闘いはこの言葉に象徴されると思ってきたのだが、それは皮相な見方であった。なぜ、やってもいないのに犯人にされたのか、なぜ、アリバイがあつたのに消されたのか、なぜ、再審開始が出たのに取り消されたのか、なぜ、無罪になったのに今も「刺すような視線」を浴びるのか、なぜ、自分には年金がないのか…。無数の「なぜ」が問うのは、私たちの社会のありようそのものである。「再審は人間の復活」。この言葉には日本で初めて死刑台から生還した一人の人間の魂の気付きと切ないまでの問い掛けがあつた。評伝・『生き直す 免田栄という軌跡』（笠書房、二〇〇〇円＋税）と資料集・『検証・免田事件（資料集）』（現代人文社、二二〇〇円＋税）を是非とも手に取って欲しいと思う。

（たかね たけし、熊本学園大学特命教授）

### 【メモ】

#### 連絡先

免田事件資料保存委員会 〒862-1094-2 熊本市

東区辻連二二八十七七 高峰方

TEL/FAX: 096 (364) 4510

メール: takamine3399-sh@coral.plala.or.jp

免田事件資料保存委員会への寄金の振込先

郵便局 振替口座 01780 (4) 150982

### 免田事件とは

一九四八（昭和二三）年二月三〇日未明、熊本県人吉市の白福角蔵さん方で、一家四人が殺傷されているのが見つかる（起訴状では犯行時刻は二九日午後二時半ころ）。夫婦二人が死亡、幼い妹が重傷を負った。

一九四九年一月二日夜、同県球磨郡一勝地村（現球磨村）へ山仕事に来ていた免田栄さん（球磨郡免田町・現・あさぎり町）が警察に連行され、翌一四日に別件の米の窃盗容疑で逮捕され、一六日に強盗殺人容疑で再逮捕、犯行を認める自白調書が作られる。熊本地裁八代支部の第三回公判で全面否認するが一九五〇年三月三日、死刑判決。一九五二年一月五日に最高裁で確定する。

二回目の再審請求で熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長は一九五六年八月一〇日、アリバイを認めて再審開始の決定を出す。福岡高裁は「法の安定」を理由に開始決定を取り消す。

一九七五年五月に最高裁が再審開始の要件を欠ける「白鳥決定」を出し、四年後の一九七九年九月二七日に福岡高裁が再審開始を決定。一九八三年七月一五日、熊本地裁八代支部の河上元康裁判長は「古色蒼然たる物的証拠」（判決要旨）から免田さんのアリバイを認め、無罪を言い渡し、免田さんは即日釈放された。自由を奪われた日数は一万二六〇二日に及んだ。一九八四年、玉枝さんと結婚。福岡県大牟田市で暮らし、二〇二〇

年二月五日、老衰のため大牟田市の高齢者施設で亡くなった。享年九五。

### 《実家への手紙にしむ信念》

免田事件資料保存委員会 甲斐壮一

免田栄さんが実家に宛てた手紙類が四〇〇通余り残されていた。無実の罪で逮捕、勾留された昭和二〇年代から、いつたんは再審開始決定が出た三〇年代までの父栄策さんに宛てたものが大半。初めのうちは平仮名や片仮名が多く、誤字や当て字もあつて読みにくい箇所もあるが、差し入れてもらった辞書や六法全書で言葉や法律を学び、しつかりした文面へと変わっていく。(引用はなるべく原文のままとし、カッコ内は補足した)

手紙の用件は衣類や日用品、現金の無心が多いが、戦後の食糧難を映して食べ物の求めもある。

死刑判決(一九五〇「昭和二五」年三月三日)が出る直前、八代拘置支所から父栄策さんに宛てた一月四日消印のはがきでは「たべるものむぎ三升、ニギリメシ二〇個、タマゴ十個、甘藷二〇個、モチ二〇個」の差し入れを頼んでいる。同じ便りではかに丹前やシャツ、ズボンなどの衣類と本を三冊、現金五〇〇、六〇〇円。食べ物の多さが際立っている。

死刑判決の直後、三月二七日消印の封書は筆跡が違つので

「十六日弁護士が見え再審(開始)決定に着き今後の相談を致しました。……出来るだけ早く面会に来て下さい。又服もお送り下さい。先ずお便りなりとも出して下されば私も安心しますので。父上のお考えをお知らせ下さい。九分九厘まで私の正しい審理が通りましたのですから今後の協力をお願いします」。

しかし喜びもつかの間、検察側の即時抗告で審理は福岡高裁に移る。

死刑囚に再審の道が一度開かれたことで、免田さんの同級生らが支援運動に立ち上がり、獄中の免田さんにも伝わったようだ。消印不明だが、封筒の裏に書かれた日付と内容から一九五九年二月七日にしたためたとみられる封書に、そのことが触れられている。

「私の為に同級生の方が運動なさつて居られる事、前便で知らせがあり、新聞記字(記事)までお送り頂きましたが、全部を見る事は出来ず残念でした。自分の事を記さいされて居るのだから、見ても悪い事はないと思いましたが、刑務所と云ふ処は今の社会とはかけはなれた処がだいぶんあります。全記字(記事)の四分の一位で、後はスミでけてありました。思えば残念でしかたありません」。

しかし、福岡高裁は確定判決を重く見て「法の安定」を理由に再審開始を取り消し、最高裁も一九六一年二月、福岡高裁の決定を支持、再審開始は「幻の決定」となる。再審開

代筆とみられるが、一年三カ月に及ぶ勾留で栄養不足、運動不足から身体が衰弱していることがうかがえる。「現在の食料と運動では自分の身体の保証が出来ん様な有様なれば、一日も早く福岡に移り度いと念願致します」。衣類に加えて「塩分の不足で困ります。何卒して油味噌の様な物」の差し入れを求めている。そして「今の私としては只身体を丈夫にして明白を立証する裁きの日を待つより外御座いません」。

福岡移監の日は突然やつて来た。六月四日に代筆されたとみられるはがき。「本日午五時、突然福岡行きを言葉を受け、明朝出発と言ふ事に成りました。父をはじめ家族に会えずに行くことを嘆き、遠方になり度々面会もできなくなるので便りだけは出してほしいと懇願している。ここでも食べ物を書くにしている。「最後何か腹一ぱい食つて行き度いと思ひ、御願ひも致して居りましたが、其れも出来ません」。

翌日に遣伸のはがきがある。「福岡に行く迄に一度、赤飯かぼた餅でも腹一ぱい食つて行き度いと思つて居りましたが、其れも今は出来ません。無念を隠さず、そして誓う。「私も白日の身と成り、皆様の目前に出られる日の選からん事を祈りながら、暫く間御別れ致します」。

第三次再審請求で、熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長は二年余りの審理を経て一九五六年八月一日、免田さんのアライバイを認め再審開始の決定を出す。

直後に栄策さんに宛てた手紙に、免田さんの喜びがにじむ。

始が決まるまでには、さらに三度の再審請求と二〇年近い歳月を要することになる。

再審開始が確定した直後の一九八〇年二月一九日消印の便りの宛名は弟光則さん。送金のお礼のついでに頼むと断つて書いていることがある。「大麦を現在、作つてなければめんどろだろうが一俵分程作り、私が裁判の終り帰郷したその日の食事から麦飯を食べられるよう準備しておいて下さい。心は早くも、三〇数年ぶりに社会に復帰して故郷に帰る日に飛んでいて、獄中と変わらない食事にも気を配っている。実家への手紙から読み取れるのは、無実の罪を晴らして家族の元に帰るのだという、免田さんの強い信念だ。

(かい そういち)

### 《免田栄文庫から見えてくるもの》

免田事件資料保存委員会 牧口敏孝

免田栄さんが、獄中で読んだ本の総数は一〇〇〇冊を超えている。目録調査が終わつているのは二〇一三年三月二日現在で一八六冊で調査はこれから。それでも多くの分野にわたつていことが分かる。下記に簡単な分類をして列挙する。趣味、娯楽関係

『最新カナリヤ管理百科全書』『切花花木の栽培』

文章技術関係

『新版文章を書く技術』『実用手紙文』  
 法律関係  
 『口語訳基本六法』『図解による法律用語辞典』『裁判の書』  
 冤罪関係  
 『誤った裁判十八つの刑事事件』  
 宗教関係  
 『仏教の美と醜』『仏教の立場から宗教とは何か』『新約聖書 新改訳』『旧約聖書 創世記』『コリナン 上中下』  
 一般教養  
 『改訳 精神分析入門』『人体ツボの研究』  
 宇宙・科学関係  
 『銀河から宇宙へ』『科学の起源 9.9の謎 宇宙の発見から教・生命・動力の発見まで』『地球はいつ生まれたか』  
 人間の歴史  
 『文明の起源と考古学』『日本歴史上中下』『世界史概観――近世史の諸時代』『零の発見』『ナイル河の文化』『ドキユメント太平洋戦争(1)〜(6)』『戦後秘史(1)〜(10)』  
 免田さんが獄中で読んだ本には、すべて私本閱讀許可証が貼付されている。支援者の潮谷総一郎氏が園長を務めていた社会福祉施設に寄贈された後、ほとんど剥がされていたが、許可証が残されている本もあった。前記の本の中にある『口語訳基本六法』の私本閱讀許可証には、工場舎房2-1、

呼称番号3012、氏名免田栄、閱讀許可51. 5. 10、閱讀期間51. 8. 9と記されていた。名前ではなく番号で呼ばれるという日常に、生そのものが管理されている雰囲気伝わってくる。

獄中から父親栄策さんに宛てた昭和二五年の手紙で、差し入れてほしいと要望した本は当時の国民雑誌だった。キリスト教の洗礼を受けてからは聖書、さらには再審請求のために六法全書と、免田さんは読書の幅を次第に広げていった。列挙した本の中にあるフロイトの『改訳 精神分析入門』には一八方所に赤鉛筆で印がつけられている。

読書が多くの分野にわたっているのを見ると、冤罪を晴らす為だけに本を読んでいたのではないと感じる。何のために読んだのか、その目的について免田さんは、潮谷総一郎氏に宛てた手紙の中で「人間とはなにか、それが知りたいのです」と記している。死刑囚という死と隣り合わせの獄中で、読書から何が見えてきたのか、さらにならなくていい。

(まきうち としたか)

## 岸田政権の「異次元の少子化対策」を斬る

全国自治体労働運動研究会 清水英宏

岸田政権は、「子ども予算の倍増」から「異次元の少子化対策」と、ポルティシを上げて「子ども・子育て政策」を推進すると宣伝している。その背景にあるのは、少子化の予想以上の進行である。

厚生労働省は二月二八日、二〇二三年二月分の人口動態統計速報を公表した。二〇二三年一月〜二月の出生数は七九万九七二八人で、前年より四万三二六九人減少し、一八九九年の統計開始以来、初めて八〇万人を下回り、過去最少を更新した。国立社会保障・人口問題研究所が二〇一七年に発表した「日本の将来推計人口」では、出生数が八〇万人を割るのは二〇三三年としていたので、推計よりも一年早く少子化が進んでいる。

最初に、子ども・子育て政策とも関連する安倍・菅・岸田政権と継続されてきた「全世代型社会保障」の経過について触れる。

### 「全世代型社会保障」を診る

二〇二二年に消費税の引き上げ(五%→一〇%)を、野田民主党政権が自公両党と合意をしたことを受けて、「社会保障制度改革国民会議」が設置された。安倍政権に代わっていた二〇一三年に、この会議が報告書を出した。その中で「全世代型社会保障」という言葉が使われ、それは「すべての世代に、給付やサービスの対象を広げ、すべての世代が負担能力に応じて、負担し、支えあう仕組みである」と謳っている。

これを受けて、政府は「給付」を全世代型に(高齢者中心であったのを子育て世代への給付を増やす)する取り組みを、十分とは言えないにしても進めてきた。ところが、高齢化が進み、社会保障費が増加する中、「負担・支えあい」も全世代型を進める方向に舵を切った。

二〇一九年九月二〇日に、安倍政権は「全世代型社会保障検討会議」を設置し、全世代型社会保障改革として「人生一〇〇



免田事件略年表

年	月	日	
1925	11	4	免田栄さん、熊本県球磨郡免田町 免田栄策氏の二男として出生届
(大正14)			
1948	12	30	未明 熊本県人吉市の祈祷師白福角蔵方で一家4人が殺傷されているのが見つかる。起訴状では犯行時刻は29日午後11時半ごろ
(昭和23)			
1949	1	1	新刑事訴訟法施行
	1	13	免田さんが連行される
		14	別件の窃盗容疑で緊急逮捕
		16	強盗殺人容疑で緊急逮捕
	2	17	熊本地裁八代支部で初公判、殺意を否認
	3	24	第2回公判、アリバイ主張
	4	14	第3回公判、全面否認
1950	1	16	玄米と粳の窃盗容疑で追起訴
	3	23	熊本地裁八代支部で死刑判決
1952	1	5	最高裁で死刑確定
	6	7	福岡高裁に第1次再審請求(棄却)
1953	2	11	熊本地裁八代支部に第2次再審請求(棄却)
1954	5	18	熊本地裁八代支部に第3次再審請求
1956	8	10	第3次再審請求で熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長が再審開始決定 アリバイを認める
1959	4	15	福岡高裁が西辻決定を取り消す 「法の安定」
1961	4		国民年金制度スタート
	9	23	日本弁護士連合会(日弁連)人権擁護委員会に免田特別委員会発足
	12	6	最高裁が福岡高裁決定を支持
	12	16	熊本地裁八代支部に第4次再審請求(棄却)
1963	12	20	ナタなどの証拠物引き渡しを求めて東京地裁に提訴。ナタなどの紛失が明らかに
1964	10	28	熊本地裁八代支部に第5次再審請求(棄却)
1972	4	17	熊本地裁八代支部に第6次再審請求
1975	5	20	最高裁が「白鳥決定」。再審開始の要件を緩める
1976	4	30	熊本地裁八代支部が第6次再審請求を棄却
1979	9	27	福岡高裁が第6次再審請求で免田さんの再審を決定
1980	12	11	最高裁が検察の特別抗告を棄却、再審開始確定
1981	5	15	熊本地裁八代支部で再審初公判

- 1983・7・15 熊本地裁八代支部の河上元康裁判長が、アリバイ成立を認め無罪判決（確定）
- 1984・3・12 財田川事件（香川県）で死刑囚に再審無罪判決
- 7・11 松山事件（宮城県）で死刑囚に再審無罪判決
- 12 免田さん、玉枝さんと結婚。大牟田市で暮らす
- 1986 最高検が「再審無罪事件検討委員会」の報告書作成、死刑囚の再審無罪事件を内部検討
- 1989・1・31 島田事件（静岡県）で死刑囚に再審無罪判決  
（平成元年）
- 1990・9 大分県弁護士会が当番弁護士制度始める
- 2002・1・17 日弁連が免田さんの年金問題で法相、厚労相に勧告書
- 2005・3・25 免田さんが再審無罪判決に再審請求（棄却）  
（平成17）
- 2009・6・5 免田さんが年金受給資格を求め、国に申し立て（門前払い）
- 2013・6・19 再審無罪となった元死刑囚が年金を受給できる特例法が成立
- 2020・12・5 免田さん、老衰のため死亡、享年95  
（令和2）

## 奥本章寛死刑囚の手記全文

私は現在、福岡拘置所に拘置されていまして、死刑の執行を待つ身です。裁判員裁判（宮崎地方裁判所）での死刑判決が2010（平成22）年12月7日、控訴審（福岡高等裁判所宮崎支部）の同判決（控訴棄却）が2012年（同24）年3月22日、上告審（最高裁判所）の同判決（上告棄却）が2014（同26）年10月16日（判決訂正申立ての棄却が11月5日）です。そして、死刑確定の告知が11月18日で、告知後から確定処遇に入りました。私が死刑確定者になったのは、2010年3月1日早朝（私は当時22歳）、同居していた義母（同50歳）と妻（同24歳）、長男（同生後5ヶ月）の3名を自宅で殺害したからです。家族3名を殺害した動機は、義母との生活から逃れたかったという自己中心的で身勝手極まりないものでした。生後6ヶ月直前の寝返りが打てるようになった息子を、育児に家事に懸命だった妻を、本当に家族思いだった義母を殺害する理由はどこにもありませんでした。家族3名の殺害という重大な結果となったのは、ひとえに私が無知で未熟者、愚か者であったためだと思っています。事件のことはもちろんですが、さまざまなことを今も悔み続けています。被害者には心の底から申し訳なく思っています。そして、御遺族の皆様にも大変申し訳ないと思っております。どんなにお詫び申し上げてもお詫びし尽くせません。家族3名を殺害した後の生活のことは、殺害を考え始めて（事件の数日前）からはまったく考えていませんでした。それ以前には、妻ともし離婚した場合の生活のことは何度も考えたことがあります。妻と離婚し独りになったら、慰謝料と養育費をきちんと支払うために、私と妻の借金をきちんと返済するために、生活費を稼ぐために働いて働いて、働きまくろうと漠然と考えていました。同時に一緒に仕事をしていた独身の同僚達が話してくれた、思わず羨ましいと思ってしまった話は私には無縁の生活だとも考えていました。私が信仰しているのは浄土真宗です。毎日、朝夕のお勤めをし、写経・書写をしています。そして、一日に何度も称名をしています。写経・書写は、さまざまなことの後悔の気持ち、謝罪の気持ちで行なっています。それらの時間は、毎日の生活の中で特に大切な時間となっています。命あるかぎり続けます。毎日、被害者に手を合わせ、謝罪しています。一日に何度も被害者の名を口にしていきます。何にもならないかもしれませんが、これも続けます。私が逮捕されたのは、事件翌日（3月2日）のまだ日が昇らない時間でした。その後、留置場に入れられ、刑事施設内での生活が始まりました。留置場には4ヶ月程居まして、7月を過ぎてから宮崎刑務所に移送されました。宮崎刑務所内にある拘置棟での生活は死刑が確定するまで続きまして（約4年4ヶ月）、2014年11月26日に福岡拘置所に移送されました。現在、生活している部屋は監視カメラ付きの単独室で（留置場と宮崎刑務所でも同じ）、広さは約4畳です。畳は3枚で、残りの1畳程度のスペースに向かい合う形で水洗トイレと洗面台が設置されています。一人で生活するには十分な広さだと思っていまして、電気は蛍光灯が2本で、外からの自然光もあるので明るさも充分です。部屋には机（縦40×横60×高さ37.5cm）が1脚あり、この机で朝・昼・夕の食事（受刑者1名が配食）をし、書き物をします。私は平日、自己契約作業（紙袋製作）をしていまして、作業もその机で行ないます。作業で稼いだお金（月に5千円前後）は慰謝料の足しにし、菩提寺へのお布施代にしています。現在、御遺族のお一人に慰謝料をお支払いしていますが、その作業金を含めてもとても少額です。慰謝料用のお金を捻出するために私が色鉛筆で絵を描き、支援者がその絵

を利用して、うちわとカレンダーを製作して販売しています。私が犯した大罪は、いくら慰謝料を支払おうとも罪が軽くなったり、許されることはまったくないと思っています。また謝罪することと慰謝料を支払うのは加害者の最低限の当然のことだと思っています。私の裁判員裁判と同時期に、お二人の御遺族が私に対して、損害賠償命令の申立てをされました。請求額は当然莫大な金額でしたが、お金があるのならすぐにでも請求額全額をお支払いしたい、いや、それ以上の額の慰謝料をお支払いしたいと思っていました。お二人は結局、申立てのすべてを取り下げられました。私は今でも慰謝料は御遺族の皆様にお支払いしたい、命あるかぎり支払い続けたいと思っています。しかし、現状はお一人の御遺族にとっても少額の慰謝料しかお支払いできていません。支援者が尽力してくれていますが、現実はきびしいです。とても心苦しく思っています。私は絵を描くのはとても苦手で、まったくの素人ですが私なりに懸命に描いています。絵を描いている時は被害者のことを念頭に置いているためか、写経・書写をしている時と似た心境です。ですので、絵を描くのは写経・書写と同じだと思っています。支援者のおかげで、絵を描くことによって少額ではありますが慰謝料を支払えるようになりました。本当に有難いことです。心から感謝しております。支援者がいるかぎり、絵を描くことを続けます。私が被害者にしたことをよく思い出していますが、本当に恐ろしいとんでもないことをしたとその都度、心底思います。私が犯した罪の罰は、死刑ではまったく物足りないと思っています。日々罪が重くなっているように感じていまして、毎日苦しいです。自業自得ですね。私が毎日行っていることが償いになっているのかはわかりませんが、罪を償いたいと強く思っています。しかし、私が犯した罪はあまりに重大で、償いきれません。虚しく日が過ぎていきますが、行っていることを命あるかぎり続けます。この世との縁が無くなっても償いを続けたいと思っています。もしかすると、そこからが真の償いの始まりなのかもしれないと考えています。今日も手を合わせて、南無阿弥陀仏。奥本 章寛2017（平成29）年11月」（[https://www.bengo4.com/c\\_1009/n\\_7067/](https://www.bengo4.com/c_1009/n_7067/) 参照 2023年6月4日）

## 宮崎家族3人殺害事件の時系列表

平成22年3月1日 宮崎県宮崎市内で、22歳の青年(奥本章寛さん)が、同居する義理の母、妻、生後5か月の子を殺害、子の死体を遺棄した。

同日 逮捕

同日 A 弁護士出動

3月4日 B 弁護士出動(以後、最高裁まで2名態勢)

7月～ 公判前整理手続

11月 裁判員裁判(実質的な審理期間は4日間)

12月7日 判決(死刑)

控訴

平成23年7～8月 弁護側による犯罪心理鑑定(動機は義母の苛烈ないじめから逃れるためのもの。再犯可能性はなく、更生は可能であると鑑定。)

平成24年1月 上記鑑定を行った臨床心理士の証人尋問

平成24年3月22日 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却

上告

平成26年10月16日 最高裁 上告棄却

平成27年 福岡拘置所に移監

被害弁償のために、色鉛筆にて作画を開始(色鉛筆を用いて描かれた絵ハガキ・カレンダーを販売して、その収益を被害弁償金として遺族に届ける活動をしていたもの)

令和2年 色鉛筆・鉛筆削りの使用禁止

令和3年7月30日 色鉛筆の使用を求め、東京地裁に訴え提起(行政訴訟)

令和5年5月25日 訴え却下判決

控訴(現在、東京高裁に係属中)